

第3次流山市地域福祉活動計画

(令和4年度～令和8年度)



社会福祉法人 流山市社会福祉協議会

☆ 本計画書の表紙は、令和３年度「地域ぐるみ福祉のまちづくり推進標語・ポスターコンクール」の最優秀作品から福祉啓発用に作成したポスターです。

○標語	右側	流山市立北部中学校	1年	北條 ^{ほうじょう} 菜乃 ^{なの} さん
	左側	流山市立東小学校	2年	渡邊 ^{わたなべ} 早希 ^{さき} さん
○ポスター	右側	流山市立北部中学校	2年	矢野 ^{やの} 莉音 ^{りおん} さん
	左側	流山市立おおたかの森小学校	3年	真狩 ^{まかり} 衣里奈 ^{えりな} さん

第3次流山市地域福祉活動計画策定にあたって



新型コロナウイルス感染症の大流行（パンデミック）から2年余りを経過しましたが、未だ終息が見通せず、新しい生活様式の中、不安定な日常生活を余儀なくされています。

コロナ禍において、感染リスクを背負いながらの「福祉の仕事」は、社会生活を維持するために欠くことのできない“エッセンシャルワーカー”として、大きく注目されました。

地域福祉の活動についても同様で、介護、学童クラブの運営、生活困窮者への対応、地域活動などの分野ではことさらその重要性が再認識されるとともに、大きな期待が寄せられています。

このような中、流山市の「第3期地域福祉計画」と連動した本会の「第2次地域福祉活動計画」が令和3年度を以って終了し、このたび、第3次計画を策定する運びとなりました。

第3次計画では、国が目指す「地域共生社会」の実現に向け、地域が一丸となって支えあう社会づくり、誰もが安心して生活できる地域づくりを目指しています。

特に、第2次計画の中から、「地域福祉活動への参加促進及び支援」と「地域福祉活動の強化」や、地域福祉の視点からの災害時の支援などについて、具体的な方向性を示しました。

地域福祉の中核をなし、牽引役でもある市社協が、多くの方々（地域住民、当事者団体、ボランティア・NPO法人など）とこの計画を共有して、“誰もが自分らしく安心して暮らせるまちづくり”を推進してまいりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にご尽力をいただきました策定委員をはじめ、地域懇談会やアンケートにご協力をいただきました皆様に心より感謝とお礼を申し上げます。

令和4年4月

社会福祉法人流山市社会福祉協議会 会長 石渡 烈人

第3次流山市地域福祉活動計画 目次

はじめに

- 1 地域福祉とは……………1
- 2 地域福祉活動計画とは……………1
- 3 地域福祉活動計画策定の背景……………1

第1章 基本的な考え方

- 1 基本理念……………2
- 2 計画の位置付けと期間……………2
- 3 計画の期間……………3
- 4 第3次地域福祉活動計画体系……………4
- 5 計画の推進……………6

第2章 第2次地域福祉活動計画の事業評価と課題

- 1 各事業評価結果一覧……………7
- 2 個別事業評価表……………11
- 3 流山市の地域福祉をめぐる現状と課題……………24

第3章 各日常生活圏域(エリア)の状況・計画の方向性……………31

- 1 北部圏域(新川中央・江戸川台・東深井・新川北部地区社会福祉協議会)……………32
- 2 中部圏域(八木北・西初石・小山・おおたかの森地区社会福祉協議会)……………33
- 3 南部圏域(流山中央・鰯ヶ崎・流山北・南流山地区社会福祉協議会)……………34
- 4 東部圏域(八木南・東部・向小金・長崎地区社会福祉協議会)……………35

第4章 具体的な取り組み……………36

- 1 基本目標1 住民への地域福祉活動の啓発……………37
- 2 基本目標2 地域福祉活動への参加促進と支援……………41
- 3 基本目標3 ネットワーク化の推進……………50
- 4 基本目標4 地域福祉活動の強化……………53

第5章 進行管理

- 1 進行管理……………70

付属資料

- (1) 第3次流山市地域福祉活動計画委員名簿……………71
- (2) 策定委員会等開催状況……………72
- (3) 用語集……………73

第3次地域福祉活動計画

1 地域福祉とは

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で健康で安心して暮らせるよう、地域に関わるすべての人を「福祉の担い手」ととらえ、地域での助け合いを活性化させるための取り組みのことです。

2 地域福祉活動計画とは

社会福祉協議会が呼びかけ、地域の方々をはじめ、社会福祉関係者および関係機関がお互いに協力して、地域福祉の推進を図ることを目的として策定する「実施計画」です。

3 地域福祉活動計画策定の背景

第2次計画がスタートした平成29年の流山市の人口は約18万人でしたが、令和3年4月には約20万人を超え、この間に約2万人の人口が増加し、現在も人口の増加が続いています。人口増加率も5年連続、全国第1位となりました。

取り分け若年層（15歳未満）の人口増加数も全国第1位となり、全国的に高齢化率が高まっている中で、流山市においては、高齢者人口比率は減少となりました。しかしながら、着実に高齢者の人口も増えています。

一方、頻発する自然災害に対しての備えに加え、令和元年度末からの新型コロナウイルスの感染拡大により、今までの生活様式が大きく変わり、地域福祉活動の在り方についても、変化が求められているところです。

また、国が示す「地域共生社会」の実現に向けての取り組みは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度や分野ごとの「縦割り」の構造や「支え手」・「受け手」といった関係性を超えて、地域住民一人ひとりが地域の課題や生活上の課題を「我が事」と捉えて、その解決に地域全体で「丸ごと」取り組んでいこうというものです。

第3次計画では、第2次計画で取組んだ、4つの基本方向（第3次計画では、基本目標とします）の中から、特に、基本方向2「地域福祉活動への参加促進と支援」と基本方向4「地域福祉活動の強化」を軸に地域福祉の視点から災害支援体制の構築について今まで以上に、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会をはじめ、地域住民（自治会）やボランティア団体等の地域福祉関連団体と連携し、国が示す「地域共生

社会」の実現に向けた取り組みとして、現在、流山市において策定しています第4期流山市地域福祉計画との連携を図ります。

第1章 基本的な考え方

1 基本理念

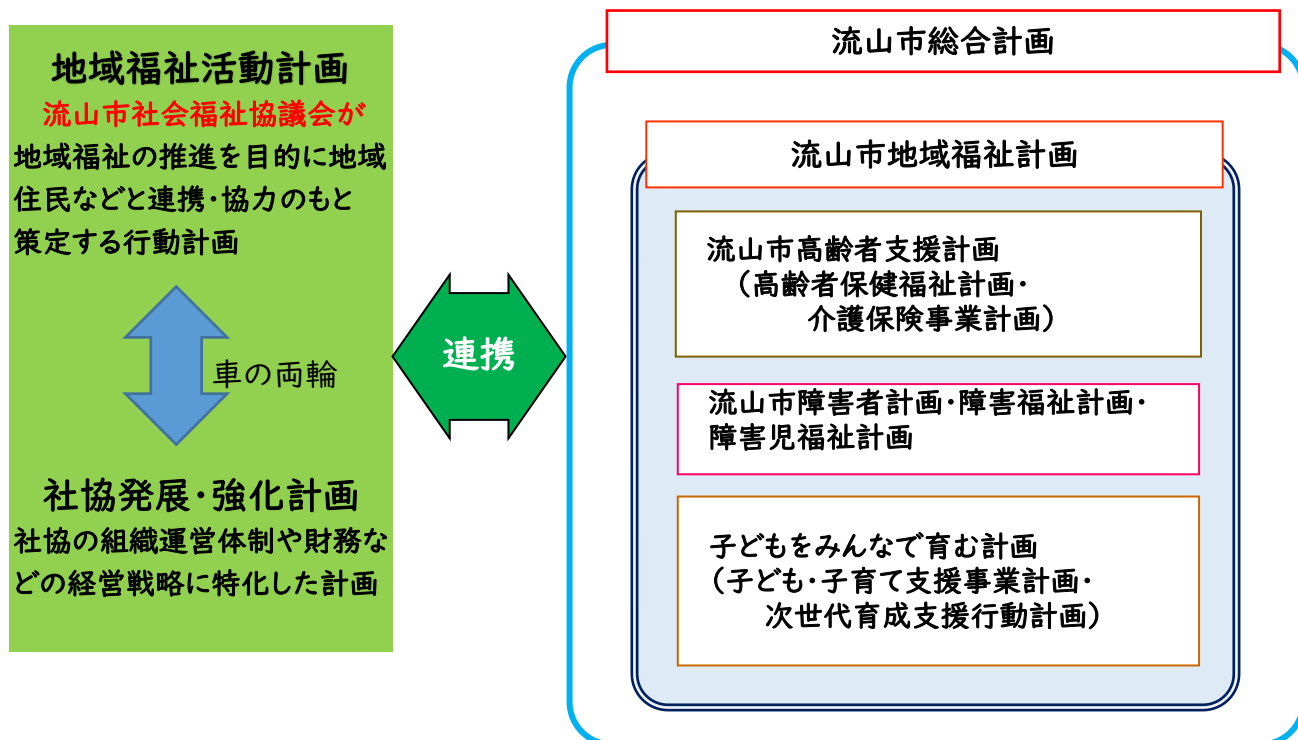
誰もが自分らしく安心して暮らせるまちづくりを目指して

誰もがいつまでも、自分らしく住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

2 計画の位置づけと期間

◆計画の位置づけ

「地域福祉活動計画」は、流山市が策定する「地域福祉計画」と連携し、地域住民、福祉関係団体、民間企業、行政など、地域を構成するすべての人や組織がお互いに協力しながら、地域福祉活動を計画的に推進するための行動計画として位置づけられています。



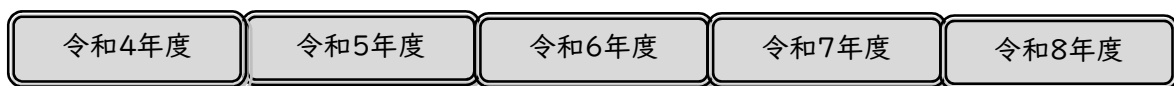
3 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間です。

この計画は、「流山市地域福祉計画」との連携を図ることから「令和4年度から令和8年度の5カ年計画」とします。ただし、その年の情勢や地域の状況を踏まえ、必要に応じて内容や計画期間を見直しながら計画・事業の推進を目指していきます。



第4期流山市地域福祉計画（行政計画）



第3次地域福祉活動計画（行動計画）



4 第3次地域福祉活動計画の計画体系

基本目標

具体的取り組み

基本目標1
住民への地域福祉活動の啓発

- (1) 広報啓発活動の推進
- (2) 福祉教育の推進

基本目標2 (重点施策)
地域福祉活動への参加促進と支援

- (1) 地域福祉の担い手育成
- (2) ボランティア活動の推進 (重点事業)
- (3) 地域福祉活動団体との連携及び活動支援

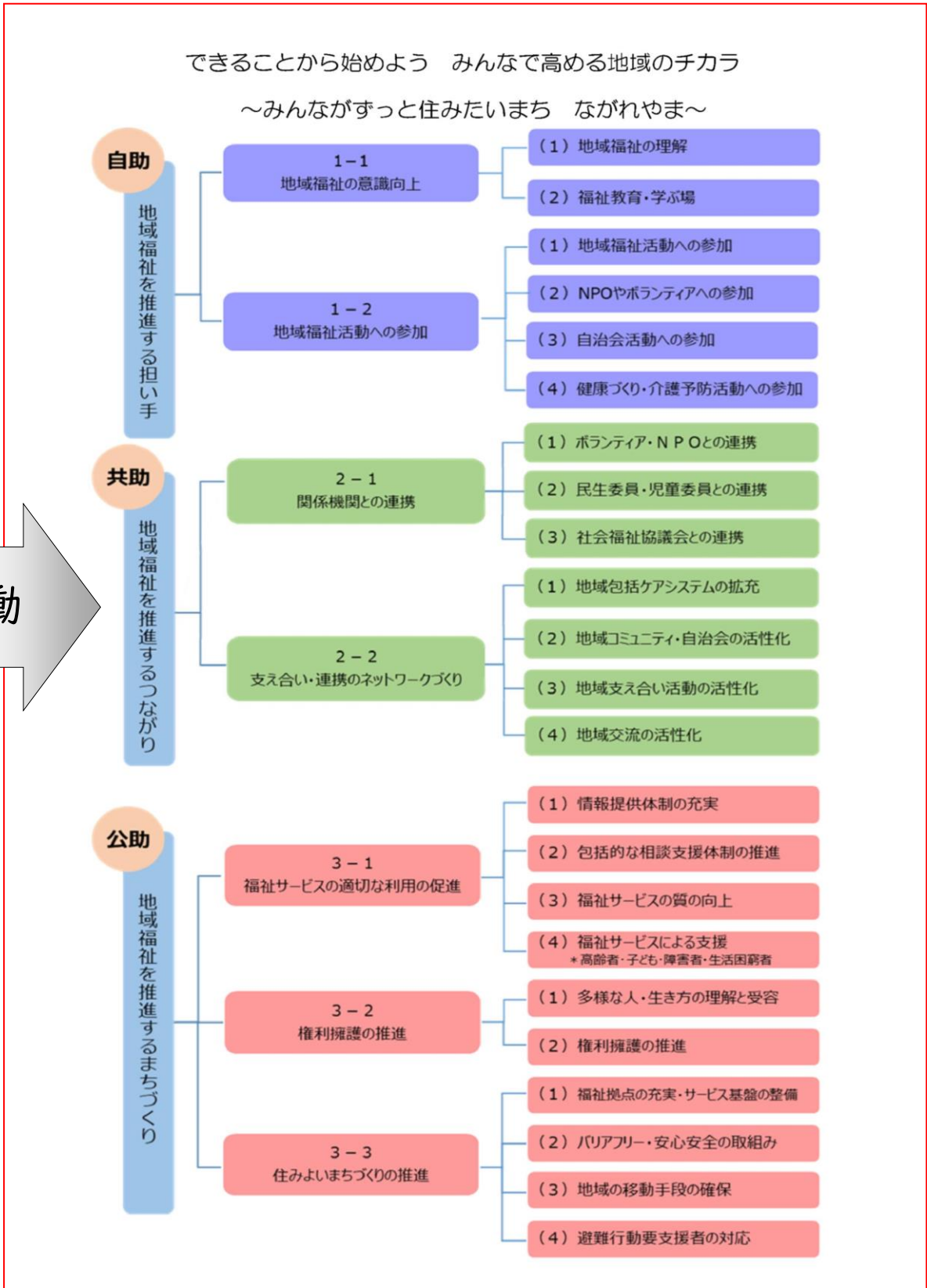
基本目標3
ネットワーク化の推進

- (1) 市との連携強化
- (2) 市民団体との連携
- (3) 地域力向上のためのネットワークの構築

基本目標4 (重点施策)
地域福祉活動の強化

- (1) 地域における生活支援
- (2) 相談業務の充実
- (3) 高齢者への支援 (新規)
- (4) 障害者への支援 (新規)
- (5) 子育て世代への支援 (新規)
- (6) 福祉施設を活用した支援 (新規)

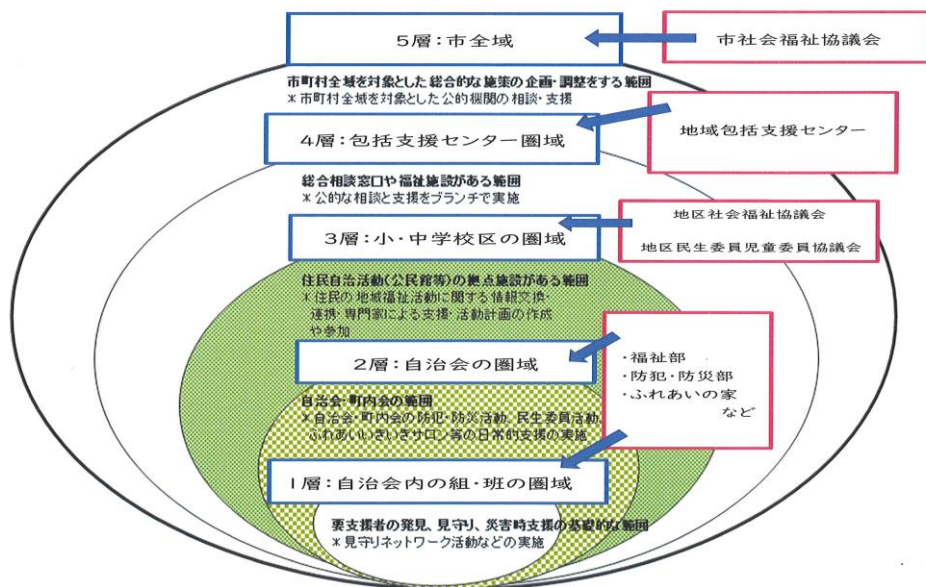
第4期流山市地域福祉計画の体系



5 計画の推進

本計画では、地域住民をはじめとして、福祉活動団体、事業者そして行政が協働して地域の福祉課題の解決に向けて取り組むことで、基本理念である「誰もが自分らしく安心して暮らせるまちづくり」を目指すことができます。そのためには、地域に住む一人ひとりが取り組む「自助」、地域に住む方々が協力して取り組む「互助」（自発的な支え合い ボランティアなど）と「共助」（相互の負担で成り立つ助けあい 保険制度など）そして、行政が責任をもって支援する「公助」がそれぞれの役割を分担し、地域の福祉課題に取り組むことが大切です。

重層的な圏域設定のイメージ



厚生労働省「これからの地域福祉のあり方に関する研究報告書」の重層的な圏域設定のイメージ図を参考に流山市に合わせて作成

第2章 第2次地域福祉活動の事業評価と課題

第2次地域福祉活動計画の最終年度を迎えるにあたり、これまでの振り返りを含めて内部で事業評価を実施しました。

◆ 評価基準

- A 計画どおり実施
- B 計画の50%～100%未満の実施
- C 計画の1%～50%未満の実施

◆ 2次計画での方針

- 継続 事業の継続
- 充実 事業の充実
- 改善 事業の見直し、改善
- 完了 事業完了

I 各事業評価結果一覧

平成29年度から令和2年度までの総合評価

NO	基本方向	評価項目	実施状況	評価結果	評価の主な理由	2次計画での方針
1	基本方向Ⅰ 住民への地域福祉活動の啓発	広報紙の発行	実施済	A	市社協が何をしているか「見える化」を図った。	充実
2		SNSの情報発信	実施済	A	組織全体での発信に取り組んだ。	充実
3	基本方向Ⅰ 住民への地域福祉活動の啓発 福祉教育の推進	学校等の福祉体験学習協力・支援(体験機材貸出・ボランティア講師派遣)	実施済	A	学校の要望などに応え機材の貸出などをおこなった。	継続

NO	基本方向	評価項目	実施状況	評価結果	評価の主な理由	2次計画での方針
4	基本方向1 住民への地域福祉活動の啓発 福祉教育の推進	各種講座開催	実施済	B	広く住民対象にした講座の開催ができなかった。	改善
5		地域ぐるみのまちづくり推進標語・ポスターコンクール	実施済	A	児童生徒に対し、福祉を考える機会となっている。	充実
6		地区社会福祉協議会と圏域内の小中学校の協働の推進(交流事業の推進)	実施済	A	地区社会福祉協議会と学校との連携が取れるように支援した。	充実
7	基本方向2 地域福祉活動への参加促進と支援 地域福祉の担い手養成	各種ボランティア講座の開催	実施済	A	コロナ禍など状況に応じ、オンラインなどを活用し開催した。	充実
8		介護支援サポーター事業の実施	実施済	A	他機関の協力を得ながら実施し、裾野を広げた。	継続
9		地区社会福祉協議会の人材育成の支援	実施済	A	要請に応え、講師などを派遣し人材育成の支援を行った。	充実
10	基本方向2 地域福祉活動への参加促進と支援 ボランティア活動の推進	コーディネート・マッチングの充実	実施済	A	登録ボランティアが持っている資格などを把握することで、コーディネートにつなげた。	充実
11		多様でタイムリーな情報の提供	実施済	A	メールを使いタイムリーな情報発信を行った。	充実
12		ボランティアグループ運営支援	実施済	A	物品の貸し出し、情報の提供、助成金の交付により支援した。	継続
13		ボランティアの連携・協力体制整備	実施済	A	コロナ禍など状況の変化に応じ協力体制を図った。	継続

NO	基本方向	評価項目	実施状況	評価結果	評価の主な理由	2次計画での方針
14	基本方向2 地域福祉活動への参加促進と支援	災害ボランティアの養成	実施済	A	コロナ禍など状況の変化に対応しオンラインを活用しての養成を実施した。	継続
15	ボランティア活動の推進	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営訓練	実施済	A	コロナ禍を想定しての訓練を実施したほか、行政、関係団体と立ち上げ運営時に係る訓練を実施した。	継続
16	基本方向2 地域福祉活動への参加促進と支援	地区社会福祉協議会運営の支援	実施済	A	情報交換の場を設けるなどのほか、財政面での支援を行った。	継続
17	地域福祉活動団体等に対する支援	地域福祉活動団体のホームページ活用	実施済	A	ホームページが活用できるよう職員研修を実施した。	継続
18	基本方向3 ネットワーク化の推進	市との連携強化	実施済	A	重要なパートナーであり、常に連携し対応している。	充実
19	市との連携強化	災害時における連携強化	実施済	A	コロナ禍など状況に対応した強化としてオンラインでの研修に参加した。	検討
20		市民活動団体との連携	実施済	A	成年後見、防災、子ども食堂などとの連携を図り、支援した。	実施
21		地域力のネットワーク化の構築	実施済	A	地域懇談会、地域包括支援センターの会議へ参加するなど構築に努めた。	実施
22	基本方向4 地域福祉活動の強化	地域福祉コーディネーターの養成	一部実施済	B	県社協が実施するCSW研修に参加し養成を図った。	改善
23		地域福祉コーディネーターの配置	令和3年度中に着手	B	係に捉われず組織全体で取り組む体制を整備している。	実施
24	地域における生活支援	地域における生活支援	実施済	B	困難ケースも多く、厳しい局面もあるが、他機関と連携し支援している。	継続
25		地域懇談会の開催	実施済	A	コロナ禍で中止した年もあったが地域ニーズを掴むため今後も開催する。	継続

NO	基本方向	評価項目	実施状況	評価結果	評価の主な理由	2次計画での方針
26	基本方向4 地域福祉活動の強化 福祉事業の充実	心配ごと相談の開設	実施済	A	傾聴することで、少しでも不安の解消につなげるよう開設する。	継続
27		成年後見相談所の開設	実施済	A	令和2年度より、専門家を加えて回数も2回増やし年6回開設した。	継続
27		生活困窮者自立支援事業と連携した低所得世帯への貸付(生活福祉資金等)	実施済	A	コロナ禍においては、担当職員だけでは対応が困難なことから、組織全体で対応し支援体制を強化した。	継続
29		緊急的な食料支援(ミニフードバンク)	実施済	A	フードバンクちば、とうかつ草の根フードバンクと連携し対応した。	継続
30		日常生活自立支援事業の実施	実施済	A	利用者の増加傾向により、担当職員だけでは対応が難しいことから、組織全体で取り組み支援体制を強化した。	継続
31		成年後見受任団体との連携	実施済	A	市民団体、専門家との連携を図り、利用促進につなげた。	充実

2 個別事業評価表

基本方向Ⅰ 住民への地域福祉活動の啓発

(1) 広報啓発活動の推進 NO1. 広報紙の発行 NO2. SNSの情報発信

第2次活動計画の目標

広報紙やホームページなどを通して、福祉のまちづくりのための啓発活動をしています。

- ・広報紙の発行
- ・SNSでの情報発信



第2次活動計画の評価(振り返り)	今後の課題・方向性
「見える化」にとどまらず「見せる化」を心がけました。 ・広報紙では、写真を多用したり、関係者へのインタビュー形式で記事をまとめるなど、読者に分かりやすく伝えました。 ・SNSでは、リアルタイムな情報をこまめに流すことができるよう、全職員対象に研修を行うなど組織全体で記事の投稿などに取り組めるようにしました。	・課題⇒社会福祉協議会が知られていません。新聞購読者減少の実態を鑑み、広報紙の発行回数や配布方法を見直します。 ・方向性⇒社会福祉協議会の認知度の向上 ・具体的取り組み⇒ホームページやSNSでこまめに情報発信し、情報の「見せる化」を推進します。 ・地域での取り組み⇒イベントへの積極的な参加などによる広報活動を充実します。 ・第3次計画での方針⇒見直し・実行 P37～38

基本方向Ⅰ 住民への地域福祉活動の啓発

(2) 福祉教育の推進 NO3. 学校等の福祉体験学習協力・支援(体験機材貸出・ボランティア講師派遣)

第2次活動計画の目標

小・中学校の「福祉体験学習」などに、高齢者疑似体験セットや車いすなどの貸し出しを行うとともにボランティアグループ等と連携し講師派遣や要配慮者体験の機会を提供しています。

また、福祉教育の一環として助けあいの心をはぐくむ共同募金運動を推進しています。



第2次活動計画の評価(振り返り)	今後の課題・方向性
・福祉体験機器の貸出(高齢者疑似体験セット、アイマスク・白杖、点字器、車いす) 対象: 学校(総合学習) 福祉施設(職員研修)、民児協、地域包括支援センターなど ・要配慮者体験の提供(市民まつり、防災フェア、オンライン総合学習、絵手紙による施設利用者支援・世代間交流) ・共同募金運動の推進(地域や法人、学校募金の実施(学校での説明会の開催 令和2年度))	・課題⇒高齢者や障害者など要配慮者の理解促進 ・方向性⇒福祉への関心を高め一人ひとりの助けあいの心をはぐくみます。 ・具体的取り組み⇒ボランティア体験機会、要配慮者体験機会の提供・支援を行います。 ・地域での取り組み⇒体験機会への参加や地域での実施をお願いしましょう。 ・第3次計画での方針⇒提供体制やプログラムの構築 ⇒ 充実 P39～40

基本方向Ⅰ 住民への地域福祉活動の啓発

(2) 福祉教育の推進 NO4. 各種講座開催 NO5. 地域ぐるみ福祉のまちづくり推進標語・ポスターコンクール

第2次活動計画の目標

- ・福祉教育の一環としての福祉講座開催。
- ・福祉教育の一環としての小中学生に対して福祉に対する関心を高めていくことの大切さから、小中学生を対象に「地域ぐるみのまちづくり推進標語・ポスター」の募集を行っています。



第2次活動計画の評価(振り返り)	今後の課題・方向性
・各種講座の開催については、広く住民対象にした講座の開催ができなかった。 ・令和2年度はコロナ禍により、標語・ポスターコンクールの開催は見送りましたが、それ以外の年は、小・中学校の協力をいただき毎年実施しました。児童・生徒の福祉意識の向上と福祉について考える機会につながると捉えています。	・福祉講座 課題 ⇒ 住民ニーズ把握 ・標・ポコンクール 課題 ⇒ 学校との連携 ・標・ポコンクール 方向性 ⇒ 実施します。 ・標・ポコンクール 方向性 ⇒ 実施します。 ・標・ポコンクール 具体的取り組み ⇒ 学校への依頼時期を早めに行います。 3次計画での方針 ・各種講座の開催 ⇒ 改善 ・標・ポコンクール ⇒ 継続 P40

基本方向Ⅰ 住民への地域福祉活動の啓発

(2) 福祉教育の推進 NO6. 地区社会福祉協議会と圏域内小中学校等の協働の推進(交流事業の推進)

第2次活動計画の目標

地区社会福祉協議会(以下地区社協)の活動と地区社協圏域内の小・中学校等との協働を推進し、地域ぐるみでの福祉教育の充実を図っていきます。



第2次活動計画の評価(振り返り)	今後の課題・方向性
・地区社協と学校との交流がスムーズにできるよう地区社協、学校双方からの要請などを踏まえ支援ができました。	・課題 ⇒ 地区社協・学校との連携 ・方向性 ⇒ 積極的に支援していきます。 ・具体的取り組み ⇒ 地区社協、学校との連携を図っていきます。 3次計画での方針 ⇒ 充実 P40 ・地域での取り組み ⇒ 地域ごとに学校との連携を図っていただきます。

基本方向2 地域福祉活動への参加促進と支援

(1) 地域福祉の担い手育成 NO7. ボランティア講座の開催 NO8. 介護支援サポーター 事業実施

第2次活動計画の目標

気軽にボランティア活動を開始できるように基礎的な知識や技術の習得を目指す入門編や、すでに活動中の方のスキルアップを図るフォローアップ研修や体験会などを行っています。



第2次活動計画の評価(振り返り)	今後の課題・方向性
・ボランティアグループと連携した講座の開催や、コロナ禍ではオンラインを活用した講座(研修)を開催しました。多くの方が参加しやすいよう内容により土曜日や日曜日に開催しました。 ・介護支援サポーターについては、ゆうゆう大学との連携や、一般の方や小学生など世代間交流を兼ねたボランティア体験を行い、施設利用者への支援・交流を行いました。	・課題⇒多様なニーズへの対応、コロナ禍での活動機会の減少 ・方向性⇒変化・多様化するニーズの把握、活動機会の提供 ・具体的取り組み⇒懇談会や当事者団体、施設などの意見や活動希望者の要望を踏まえ、ボランティア・NPO等関係団体や市内・県施設などと連携し講座内容の充実を図ります。 ・地域での取り組み⇒講座などへの参加や地域での実践をお願いします。 ・第3次計画での方針⇒充実 ☞P42

基本方向2 地域福祉活動への参加促進と支援

(1) 地域福祉の担い手育成 NO9. 地区社会福祉協議会の人材育成の支援

第2次活動計画の目標

地区社会福祉協議会(以下地区社協)の活動の担い手は、民生委員・児童委員や自治会の代表者、ボランティアが中心に活動に取り組んでいますが、高齢化や一定の方への負担が増大していることから、その人材の育成を支援しています。



第2次活動計画の評価(振り返り)	今後の課題・方向性
・地区社協の要請により演芸ボランティアのコーディネートを行ないました。 ・地区社協で開催する研修会などで講師を務め地域福祉活動に対する理解を深めていただき、人材育成につながるよう支援してきました。	・課題⇒担い手の負担増大・担い手不足 ・方向性⇒地区社協の担い手の人材育成 ・具体的取り組み⇒地区社協の活動紹介を通じて魅力ややりがいを発信し賛同者を募ります。ボランティアやNPOへの協力働きかけや協力者の掘り起こしを行います。 ・地域での取り組み⇒各地区においても情報発信や働きかけをお願いします。 ・第3次計画での方針⇒充実 ☞P43

基本方向2 地域福祉活動への参加促進と支援

(2) ボランティア活動の推進 NO10.コーディネート・マッチングの充実

第2次活動計画の目標

登録者名簿を整理し、ボランティアの活動状況や今後の活動希望を把握します。また、各相談や関係機関との連携によりニーズの把握に努めます。活動希望者がスムーズに活動に臨め、ボランティアを必要とする方が速やかに支援を受けられるようにコーディネート・マッチングの一層の充実を図ります。



第2次活動計画の評価(振り返り)	今後の課題・方向性
地域・施設・当事者団体、関係団体など、活動要望や登録の有無に関わらず希望・特技資格等を把握した上で活動希望者の希望に添い調整しました。(例:学生の活動希望⇒その方の地域の学童クラブなど)・個人支援希望者(話し相手、散歩付き添い、囲碁の相手など)	・課題⇒ニーズの把握や地域貢献の意向把握 ・方向性⇒幅広いニーズ把握と活動希望の活動機会への結び付け ・具体的取り組み⇒アンケートや当事者団体との連携、社会貢献活動を希望する方々の要望の把握を行い、コーディネートの充実へ反映させていきます。 ・地域での取り組み⇒アンケートやヒアリング等へのご協力、講座や研修へのご参加とご意見をお願いします。 ・第3次計画での方針⇒充実 P44

基本方向2 地域福祉活動への参加促進と支援

(2) ボランティア活動の推進 NO11.多様でタイムリーな情報提供

第2次活動計画の目標

より多くの方々にボランティアに対する関心や理解をお持ちいただき、ボランティア活動を活発にするため、広報紙やホームページを活用して情報発信をします。

また、大規模災害発生時を含め、平常時からSNSを活用し、タイムリーな情報提供を行っていきます。



第2次活動計画の評価(振り返り)	今後の課題・方向性
・福祉だより、ホームページ、ツイッター、フェイスブックにボランティア募集記事や紹介記事を掲載しました。 ・登録ボランティア・ボランティアグループにメール配信(活動情報・広報紙・助成金情報・研修情報・講演会情報など):災害時にも活用する一斉配信機能を活用しました。	・課題⇒ボランティアセンターの周知、各団体の活動の理解や認知の向上 ・方向性⇒多様な媒体を通じた広報の充実 ・具体的取り組み⇒ ①情報入手先・媒体の確認と内容の充実 ②活動紹介、参加者の声などの発信 ・地域での取り組み⇒ボランティア活動の体験記などをお寄せください。情報拡散にもご協力をお願いします。 ・第3次計画での方針⇒ 充実 P37~38, 45

基本方向2 地域福祉活動への参加促進と支援

(2) ボランティア活動の推進 NO12・NO13.ボランティアグループ運営支援、連携・協力体制整備

第2次活動計画の目標

地域の様々なニーズに対応するためには、登録ボランティアグループとの協働が欠かせません。

各分野で活躍する登録ボランティアグループの活動を支援します。
また、相互に情報交換を進め、柔軟にニーズに対し連携・協力が得られるようコーディネート体制を整備していきます。



第2次活動計画の評価(振り返り)	今後の課題・方向性
活動用機材の貸し出しや助成による支援のほか、連携した支援活動に努めました。 ・要配慮者体験の実施・当事者団体の支援・自治会、NPO、介護施設、障害者施設、児童施設などへボランティア活動調整 ・市平和施策事業への協力 ・収集ボランティア活動による備品整備、ベルマーク活動推進校への提供 ・視覚障害者支援音訳用録音室の貸し出し ・点字プリンターの貸し出しと新機種整備 ・チャリティ企画の実施・街頭募金活動の実施	・課題⇒コロナ禍の影響により活動機会の減少、それに伴うモチベーションの低下 ・方向性⇒支援と協働・連携の推進 ・具体的取り組み⇒ボランティアの意向確認を支援に反映、災害時の連携を視野に平時から連携した講座開催などに取り組みます。 ・地域での取り組み⇒用配慮者体験への参加や趣味特技を生かしたボランティア活動にご参加ください。 ・第3次計画での方針⇒継続・構築・充実 P45

基本方向2 地域福祉活動への参加促進と支援

(2) ボランティア活動の推進 NO.14災害ボランティアの養成、NO15.災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練

第2次活動計画の目標

災害に備え、災害ボランティアの養成や災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営訓練を実施します。また、ボランティアとの協力体制を構築していきます。なお、要配慮者支援については、流山市地域支え合い活動推進条例に基づき、自治会、民生委員・児童委員との連携を図ります。



第2次活動計画の評価(振り返り)	今後の課題・方向性
災害時に備え行政や流山市赤十字社奉仕団、SL災害ボランティアネットワーク、災害支援団体などと連携しボランティア養成講座や訓練を実施しました。また、各種訓練や研修に参加しました。県内外の大規模災害発生時には被災地支援に努めました。	・課題⇒災害ボランティアへの期待の高まり ・方向性⇒大規模災害発生時の被災者支援体制(災害ボランティアセンター運営)の強化 ・具体的取り組み⇒ ①災害ボランティアセンターの周知・啓発 ②支援ボランティア養成、運営訓練実施、資機材整備 ③行政各課・地域や各団体との連携推進・強化 ・地域での取り組み⇒講座や研修、訓練や自主防災組織などへの参加、情報交換や地域で配慮が必要な方への声かけなどをお願いします。 ・第3次計画での方針⇒充実・強化 P46~48

基本方向2 地域福祉活動への参加促進と支援

(3) 地域福祉活動団体等に対する支援 NO16. 地区社会福祉協議会運営支援

第2次活動計画の目標

地区社会福祉協議会（以下「地区社協」）活動の活性化を図るため、代表者会議などを通して情報交換や交流の場を設け、引き続き支援していきます。



第2次活動計画の評価（振り返り）	今後の課題・方向性
・令和元年度、2年度とコロナ禍で中止しましたが、それ以外の年度は代表者会議を開催し、地区社協との情報交換や交流の場を設けました。	・課題⇒感染症などの対応 ・方向性⇒感染症などの対策を講じての開催 ・具体的取り組み⇒対策を講じての開催 ※地域毎に開催できるよう仕組みを作ります。 ・地域での取り組み⇒地域ごとの開催ができるよう取り組みましょう。 ・第3次計画での方針⇒継続 P52

基本方向2 地域福祉活動への参加促進と支援

(3) 地域福祉活動団体等に対する支援 NO17. 地域福祉活動団体のホームページ活用

・地域福祉活動を理解していただくため、各種団体との連携と共に広報紙やホームページを活用し、情報発信を行います。



第2次活動計画の評価（振り返り）	今後の課題・方向性
・地区社会福祉協議会や子ども食堂、民生委員児童委員協議会の活動をツイッターで紹介し、地域を支えるための活動を住民に理解していただけるよう、広報紙やホームページを活用した取り組みを行いました。 ・福祉活動団体などからの事業後援を積極的に受け、支援しました。	・課題⇒更なる情報の発信 ・方向性⇒団体と連携した取り組み ・具体的取り組み ⇒情報の収集、地域活動への積極的参加 ・地域での取り組み ⇒地域ごとに情報の発信を充実させましょう。 ・第3次計画での方針⇒継続 P37～38

基本方向3 ネットワーク化の推進

(1) 市との連携強化

NO18.市との連携強化

NO19.災害時における連携強化

第2次活動計画の目標

流山市社会福祉協議会にとって、流山市は、重要なパートナーであり、福祉の枠にとらわれず、流山市との連携を強化し、防災や防犯、教育など多くの課題や災害時における災害弱者に対する支援に取り組んでいく必要があります。



第2次活動計画の評価(振り返り)	今後の課題・方向性
市との連携は、流山市社会福祉協議会の事業運営にとって欠かせないパートナーであることから、日常的に連携を図っています。特に、災害ボランティア関連や生活困窮者に対する支援について市と連携し、対応しています。	・課題⇒情報の共有 ・方向性⇒引き続き連携の強化を図ります。 ・具体的取り組み ⇒定期的に話し合いの場を設けます。 ・第3次計画での方針⇒充実 P50
特に、災害ボランティアに関しては、総合防災訓練、市民まつり、障害者週間展示事業、平和施策事業、地域自立支援協議会、合同研修、災害ボランティアセンターに係る協議など各種行事・会議等に参加し、大規模災害に立ち上げられる災害ボランティアセンターに係るボランティアの養成等の取り組み、登録ボランティア・グループと連携して車いす体験等の災害時要配慮者体験の提供、ボランティアによる障害者支援活動の啓発など連携に努めました。	【災害ボランティア関連】 ・課題⇒災害時の早急な対応・被災者支援 ・方向性⇒災害発生時(災害ボランティアセンター運営ほか)に係る連携推進 ・具体的取り組み⇒担当各課と協議し、役割分担を明確にし緊急時に備えます。 ・地域での取り組み⇒訓練や講演会への参加や自主防災組織等への参加等を通じご自身・ご家族やお近くの方との災害時への備えをお願いします。 ・第3次計画での方針⇒充実 P46~48

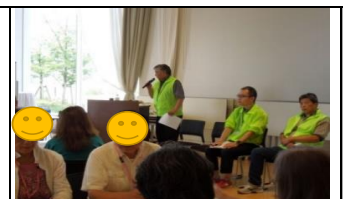
基本方向3 ネットワーク化の推進

(2) 市民活動団体との連携

NO20.市民活動団体との連携

第2次活動計画の目標

地域福祉の担い手として、NPOや市民活動団体が登録している市民活動推進センターとの連携を深めていきます。



第2次活動計画の評価(振り返り)	今後の課題・方向性
NPOなどと連携し、講座や体験会の開催、ボランティア活動先の提供や、展示、募金運動などを行いました。講座を開催する際、市民活動推進センターより広報について協力を得ました。	・課題⇒協働・連携の推進 ・方向性⇒幅広い団体・関係者との協働・連携体制作り ・具体的取り組み⇒互いに情報を交換し、ボランティア・NPOなどの活動の活性化を図ると共に市担当各課などと連携し災害時の三者連携の構築を図ります。 ・地域での取り組み⇒流山市社会福祉協議会や市・NPOなどが開催する行事への参加や周知をお願いします。 ・第3次計画での方針⇒充実 P50

基本方向3 ネットワーク化の推進

(3) 地域力のネットワークの構築

NO21. 地域力のネットワークの構築

第2次活動計画の目標

市内4地域包括支援センター圏域で開催する地域懇談会を活用し、地区社会福祉協議会（以下地区社協）や同じ圏域にある福祉関係団体などとの連携を深め、地域間での共通課題に対し「何ができるか」を考える地域での仕組みづくりに取り組んでいきます。



第2次活動計画の評価（振り返り）	今後の課題・方向性
令和元年度、2年度とコロナ禍で中止した年度もありましたが、4地域包括支援センター圏域で地域懇談会を開催し、圏域内の地区社協、民生委員・児童委員、赤十字奉仕団、地域包括支援センターと情報交換の場を設け、連携を深めました。	・課題⇒地区社協間の連携 ・方向性⇒感染症などの対策を講じての開催 ・具体的取り組み⇒感染症などの対策を講じての開催、地域ごとに開催できるような仕組みづくり ・地域での取り組み ⇒地域ごとでの開催に向けて取り組みましょう。 ・第3次計画での方針 ⇒ 実施 P52

基本方向4 地域福祉活動の強化

(1) 地域における生活支援

NO22・NO23. 地域福祉コーディネーターの養成・配置

第2次活動計画の目標

市内を4区域（地域包括支援センター圏域）に分け、地域福祉コーディネーターを配置するため、引き続き地域福祉コーディネーターの養成に取り組んでいきます。



第2次活動計画の評価（振り返り）	今後の課題・方向性
千葉県社会福祉協議会が開催するコミュニティソーシャルワーカー（CSW）養成研修修了者が平成29年度3名から、令和2年度までに6名となりました。ただし、正規職員で未修了者もあり、4圏域（北・中・南・東）に地域福祉コーディネーターの設置までは至っていません。	・課題⇒未受講の職員のCSW養成研修履修と、圏域ごとの担当職員の配置、各地域での課題の集約・共有 ・方向性⇒組織を横断して地域担当（地域福祉コーディネーター）を配置 ・具体的取組み⇒現担当分掌に加えて、職員体制に応じて地域担当に配置 ・第3次計画での方針⇒地域福祉コーディネーターとして各担当者が地域に出向いていく仕組みを定着させます。 P41

基本方向4 地域福祉活動の強化

(1) 地域における生活支援 NO24.地域における生活支援 NO25.地域懇談会の開催

第2次活動計画の目標

・地域において起こるさまざまな問題に対して、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等の協力を得て解決につながるための支援に取り組んでいきます。

近年、大きな問題の一つに挙げられている子どもに対する地域での支援にも地域懇談会などを活かし取り組んでいきます。



第2次活動計画の評価(振り返り)	今後の課題・方向性
・市内4地域包括支援センター圏域で、地域懇談会を開催し、地域課題の掘り起こしなどを行いました。 しかし、令和元年度、2年度に関しては新型コロナウイルス感染拡大防止を受け中止としました。	・課題 ⇒ 福祉課題が潜在化し、ニーズが掴みにくい ・方向性 ⇒ 引き続き、地域懇談会を開催 ・具体的な取り組み⇒ 関係機関と連携して取り組んでいきます。 ・3次計画での取り組み ⇒ 継続 P52

基本方向4 地域福祉活動の強化

(2) 福祉事業の充実 NO26.心配ごと相談所の開設

第2次活動計画の目標

民生委員・児童委員の協力のもと心配ごと相談所を開設し、日々の生活における悩みや不安などを受け止め、助言や情報提供などを行っていきます。



第2次活動計画の評価(振り返り)	今後の課題・方向性
毎週水曜日、午後1時から午後3時30分まで心配ごと相談所を開設し、住民からの日々の悩みや不安を傾聴し、必要に応じて助言や情報提供を行いました。 コロナ禍により相談会を一時中止とした期間がありました。	課題・方向性⇒相談員の知識や技術の向上を図ります。 具体的取組み⇒引き続き相談所を毎週水曜日(午後1時から午後3時30分)に開設し、運営委員会を年3回(改選時は年4回)、研修会を年1回開催します。 第3次計画での方針⇒相談業務の充実 P54

基本方向4 地域福祉活動の強化

(2) 福祉事業の充実

NO27.成年後見相談所の開設

第2次活動計画の目標

成年後見制度に関する相談について、成年後見受任団体などの協力のもと、定期的に相談所を開設し、具体的な助言や情報提供を行っていきます。



第2次活動計画の評価(振り返り)	今後の課題・方向性
・成年後見相談所(隔月) 平成29年度 4回 8人 (市民後見人の会) 平成30年度 5回 12人 // 令和元年度 6回 9人 // 令和2年度 6回 30人 (うち司法書士・社会福祉士専門相談1回)	・課題・方向性⇒成年後見推進センター事業と協働し、センター主催の相談会と交互に相談会を開催、相談会後も支援を行います。 ・具体的取り組み⇒引き続き年6回相談会を開催し、市民後見人・司法書士・社会福祉士からの専門的な助言と、成年後見推進センターによるフォローを行います。 ・第3次計画での方針⇒相談会の開催及び相談会後の丁寧な支援 P56

基本方向4 地域福祉活動の支援

(2) 福祉事業の充実

NO.28生活困窮者支援事業との連携

NO.29緊急的な食料支援

第2次活動計画の目標

生活困窮者自立相談支援機関と連携し、生活困窮世帯に当面の生活資金(緊急小口資金等)や、低所得世帯への各種資金(生活福祉資金)などの貸付により、経済的安定及び自立を支援します。また、寄付食料品などを活用して、緊急的な食料支援を行い、生活の安定を図ります。



第2次活動計画の評価(振り返り)	今後の課題・方向性																														
・生活困窮者自立支援事業と連携した低所得世帯への資金貸付(生活福祉資金・愛の資金) <table><tr><th>年度</th><th>平成29年度</th><th>平成28年度</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th></tr><tr><td>相談</td><td>716</td><td>537</td><td>584</td><td>3062</td></tr><tr><td>生活福祉資金</td><td>20</td><td>12</td><td>16</td><td>1758</td></tr><tr><td>愛の資金</td><td>101</td><td>102</td><td>142</td><td>116</td></tr></table> ・緊急的な食料支援(ミニフードバンク) 食料品の支援 <table><tr><th>年度</th><th>平成29年度</th><th>平成28年度</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th></tr><tr><td>件数</td><td>40</td><td>44</td><td>22</td><td>38</td></tr></table>	年度	平成29年度	平成28年度	令和元年度	令和2年度	相談	716	537	584	3062	生活福祉資金	20	12	16	1758	愛の資金	101	102	142	116	年度	平成29年度	平成28年度	令和元年度	令和2年度	件数	40	44	22	38	・課題・方向性⇒コロナ禍により生活困窮者が急増しているため、生活困窮者自立支援事業との更なる連携が必要とされています。 ・具体的取り組み⇒自立相談支援事業者との連携を密にし、資金貸付や緊急的な食料支援を行っていきます。 ・第3次計画での方針⇒自立相談との連携強化による資金貸付・食料支援 P53
年度	平成29年度	平成28年度	令和元年度	令和2年度																											
相談	716	537	584	3062																											
生活福祉資金	20	12	16	1758																											
愛の資金	101	102	142	116																											
年度	平成29年度	平成28年度	令和元年度	令和2年度																											
件数	40	44	22	38																											

基本方向4 地域福祉活動の支援

(2) 福祉事業の充実 NO30.日常生活自立支援事業の実施 NO31.成年後見受任団体との連携

第2次活動計画の目標

高齢や障害などで、判断能力に不安のある方への日常生活自立支援事業を実施します。また、地域包括支援センターや成年後見受任団体などとの連携を進め、成年後見制度の利用を促進します。



第2次活動計画の評価(振り返り)						今後の課題・方向性	
・日常生活自立支援事業						①: 日常生活自立支援事業 ②: 後見受任団体との連携 課題・方向性⇒①相談・契約件数の増加に備え生活支援員の増員・養成強化を図ります。 ②成年後見推進センターと協働し、連携強化 具体的取り組み⇒①生活支援員養成研修受講者の講者 講者の公募、養成研修の自主開催を目指します。 ②成年後見推進センター事業で、受任団体などとのネットワーク構築を図ります。 P55~56 第3次計画での方針⇒①生活支援員の増員・養成強化 ②成年後見推進ネットワーク強化	
	年度	平成29年度	平成28年度	令和元年度	令和2年度		
相談人数		30	26	29	33		
相談・訪問調査回数		134	105	143	188		
契約人数		10	11	12	20		
・成年後見受任団体との連携							
① 認定NPO東葛市民後見人の会							
② 司法書士(リーガルサポート千葉県支部)							
③ 社会福祉士(千葉県社会福祉士会)							
⇒成年後見相談会(年6回)で相談員を依頼							

第2次計画での取り組み（振り返り）

【第2次計画での主な取り組み】

- 広報啓発活動の推進では、広報紙の発行では、写真を多用するなど見せる化に努め、SNSによる情報発信には組織全体で取り組みました。
- 福祉教育の推進として、学校に対して福祉機器の貸出し、助けあいの心をはぐくむ共同運動への参加、福祉推進標語・ポスターコンクールを開催するなど市内小中学生の福祉意識の向上に努めました。
- 福祉の担い手育成として、計画期間の内2年以上がコロナ禍での活動だったことから、オンラインを活用した講座や研修の開催や多くの方が参加しやすいように土曜日や日曜日にも開催しました。
- 災害支援体制の整備では、流山市赤十字奉仕団や市民活動団体との連携により、災害ボランティアの養成に努めたほか、職員による災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を実施するなど災害時への支援体制の構築に努めました。
- 地区社協への支援として、地区社協の要請により主に、芸能ボランティアの派遣や研修会への参加、関係機関との調整、財政面での支援をおこないました。
- 市との連携強化では、特に、生活困窮者に対する支援や災害時を見据えて、各担当課と連携を図り、対応しました。
- 福祉事業の充実では、ニーズの高まりから、成年後見制度に関する相談会の回数を増やしニーズに対応しました。また、生活困窮者への支援体制として、生活困窮者自立支援機関やフードバンクなどとも連携し対応に努めました。

第2次計画の評価から第3次計画への課題

【第2次計画を評価した結果から下記の課題を第3次計画へ引継ぎ取り組み】

- まだまだ、社協の認知度が低いことから、広報紙の見直しやSNSなどを活用し、情報の発信を高められるよう検討します。
- 引き続き教育委員会や学校との連携・協力により、福祉教育の推進に努めます。
- 気軽にボランティア活動に参加できるようボランティア講座の開催方法の見直しやボランティア体験や機会を増やすなどし、担い手の確保に努めます。
- より多くの市民団体（NPO）や機関（ライオンズ、ロータリークラブ、青年会議所など）との連携を強め、災害支援体制の強化を図っていきます。
- 地区社協との協議の場を増やすなどの対応を取りながら支援に努めていきます。
- 地域福祉コーディネーターの配置については、モデル地区の設定など設置方法を検討し、対応していきます。
- 生活困窮者支援、災害時の対応に限らず、情報の共有が図れるものに対しては、情報を共有しながらよりきめ細かな対応に努めていきます。
- 生活困窮者への支援や相談事業に限らず、市社協が実施する事業を計画に盛り込み、多様化する福祉ニーズに応えられるよう努めていきます。

3 流山市の地域福祉をめぐる現状と課題

1) 地域福祉をめぐる現状

【人口の変化】

第2次地域福祉活動計画がスタートした平成29年の流山市の人口は約18万人でしたが、令和3年4月には約20万人を超え、この間に約2万人の人口が増加し、現在も人口の増加が続いています。

人口の推移を年代別にみると、全国的に高齢化率が高まっていますが、流山市においては、人口増加の影響から高齢化率は減少しています。しかしながら、着実に高齢者の人口も増えています。児童・子育て世代は、中部地域・南部地域・東部地域は増加している一方、北部地域は減少が続いています。

◆流山市の人口増加率 直近5年での比較(令和3年4月 流山市統計データより)

	平成29年4月	令和3年4月	増減	増減率
総人口	182,126人	201,284人	+19,158	+10.5%
児童(0~14歳)	27,202人	32,117人	+4,915	+18.1%
生産年齢(15~64歳)	111,295人	122,478人	+11,183	+10.0%
高齢(65歳以上)	43,629人	46,689人	+3,070	+7.0%
高齢化率(総人口比)	24.0%	23.2%	-0.8%	

◆各圏域の人口

		平成29年4月	令和3年4月	増減	増減率
北 部	総人口	38,059人	36,332人	-1,727	-4.5%
	児童(0~14歳)	4,435人	3,762人	-673	-15.2%
	生産年齢(15~64歳)	21,735人	20,319人	-1,416	-6.5%
	高齢(65歳以上)	11,889人	12,251人	+362	+3.0%
中 部	総人口	45,326人	62,671人	+17,345	+38.3%
	児童(0~14歳)	7,974人	12,764人	+4,790	+60.1%
	生産年齢(15~64歳)	27,695人	38,571人	+10,876	+39.3%
	高齢(65歳以上)	9,657人	11,336人	+1,679	+17.4%
南 部	総人口	60,946人	62,169人	+1,223	+2.0%
	児童(0~14歳)	9,884人	10,366人	+482	+4.9%
	生産年齢(15~64歳)	39,223人	39,372人	+149	+0.4%
	高齢(65歳以上)	11,839人	12,431人	+592	+5.0%
東 部	総人口	37,795人	40,112人	+2,317	+6.1%
	児童(0~14歳)	4,909人	5,225人	+318	+6.4%
	生産年齢(15~64歳)	22,642人	24,216人	+1,574	+7.0%
	高齢(65歳以上)	10,244人	10,671人	+427	+4.2%

2) 地域福祉をめぐる課題の分析

【地域福祉に関する市民アンケート】

流山市が「第4期地域福祉計画」を策定するにあたり、令和3年1月に実施した「地域福祉に関する市民アンケート報告書」より、今、市民の皆様が感じている「地域福祉」への意識や、地域福祉活動や社会福祉協議会についての回答を分析しました。

※太線の囲み部分が取り組みへのヒント・方向性を示しています。

○生活状況について

前回(平成27年)よりも経済的に「困っている」回答者が減少(32.6%→25.3%)しているが、20~29歳(33.7%)、50~59歳(33.7%)の「困っている」回答が他の年代よりも高い。

⇒若年層の就労支援・定着の強化、
高等教育期の支出への家計負担の軽減

生活支援:貸付相談・生活困窮者自立支援事業との連携強化

☞P53~54

○心身の健康について

前回調査と比べて「健康である」回答が36.1P減少⇒新型コロナの影響?

○地域への愛着について

前回調査と比べて「愛着がある」回答者が増加
7.7P→80.4P(2.7P増)

○地域の問題点について

「緊急時の対応体制がわからない」26.3P→28.6%(2.3P増)
「隣近所との交流が少ない」27.0P→24.6P(2.3P減)
「世代間の交流が少ない」24.6P→24.2P(0.4P減)
「地域の中で集まれる場が少ない」14.9P→14.5P(0.4P減)
「挨拶をしない人が多い」13.3P→12.6P(0.7P減)
「地域の活動が不活発」10.4P→9.7P(0.7P減)
「自治会の活動に参加しにくい雰囲気」9.3P→8.8P(0.5P減)
「特にない」19.8P→24.4%(4.6P増)

☆「地域福祉」の活動よりも、「移動手段が不十分」や

「ごみの散乱」など、交通インフラや環境面での充実を訴える内容も。

地域への愛着があり、特に問題がないという回答者が多くいるが、「緊急時対応の体制」や、「隣近所との交流」「世代間の交流」「集まれる場」の少ないことを問題点と捉える回答者も多かった。
→地域の中での交流機会を増やし、緊急時に対応できる体制をつくることが求められていると考えられないか。 ☞P40, 46~48

○近所づきあい・自治会について

・自治会加入者減少。前回81.1%→今回75.4%(5.7P減)
・近所づきあい⇒「相談・たすけあいするほどの親しいつきあい」19.0%→16.2%(2.8P減)
「会えば挨拶を交わす程度」36.0%→27.3%(8.7P減)
「つきあいはほとんどない」7.8%→11.3%(3.5P増)

年代では、若くなるほどに「親しいつきあい」が減り、「つきあいはほとんどない」が増える傾向だが、30~40代になると、「親しいつきあい」が20代の倍に。

子育て世代はつながり増加?

今後の近所づきあいについては、親しいつきあい、話をする程度を希望する回答よりも、挨拶以上を望まない回答が前回よりも3%増加。若年層でその傾向はさらに顕著
→ 若者は近所づきあいを望まない傾向

○地域活動への参加について

- ・地域活動に「参加していない」回答者が前回よりも13.2%増加。地域活動に参加しているのは40歳～39歳で2～3割、80歳以上は43.6%。20代は5.1%、30代でも13.6%。
- ・地域活動の中でも「ボランティア・NPO・市民活動」「参加経験なし」は約半数。前回よりも回数減少（コロナ禍の影響か？）
- ・参加理由「地域・社会に貢献したい」30.8P 「役回りで仕方なく」27.P
「新しい仲間づくりをしたい」前回19.4P→今回22.5P(3.13P増)
「家庭や仕事以外の生きがいをつくりたい」前回13.4P→今回18.0P(4.6P増)
「活動に参加している人から誘われた」前回9.5P→今回12.3P(2.8P増)

地域・社会への貢献、仲間づくり、生きがいづくりの項目がアップ、「活動している人から誘われた」も増えている。→「活動している人」から「ボランティア活動が地域・社会に貢献出来て、仲間が増え、生きがいにもなる。」として誘われることが、活動開始のきっかけとなる。←仕掛け ☞P42～43

☆時間に余裕がない稼働年齢層でも「地域や社会に貢献したい」「新しい仲間づくりをしたい（特に20代）」が一定数ある。（平日以外の活動、リモートでもできる活動、災害ボランティア・ICT化支援などの若い世代ならではの活動を開拓できないか。）

○新型コロナウイルスによる活動への影響について

- ・活動延期・中止→61.1P
- ・場所が使えず活動できなくなった→20.6P
- ・参加者が集まらなくなった→7.0P
- ・感染予防対策をとって活動→32.4P
- ・オンライン化が進んだ→5.4P
- ・影響なし7.0P
- ・オンライン化が進んだ
(中部8.0P、東部8.9P、北部0.0P、南部3.1P)

今まで通りの対面や集合ができない代わりに、感染予防対策や非対面（オンライン）など、新たな対応・ツールの導入により、活動を続ける方策を模索して定着化しつつある活動もあると思われる。
居住地域では、「中部」「東部」でオンライン化が進んだとの回答割合が高い。

○地域活動への参加意向

- ・「積極的に」「条件が合えば」が62.4%。
20代でも45.7%いる。
30代(69.7%)、60代(72.7%)の参加意欲が高い。
- ☆特に、20～30代は、参加5.1%と、
平均25.7%と比較しても極端に少ない
⇒若年層の参加促進をはかる
⇒将来の担い手づくりも視野？

「条件」のヒントは「参加していない理由」にあり？
「時間」「参加したいと思う活動」「活動内容や参加方法」「一緒に参加する知り合い（仲間）」「新型コロナ感染不安」
→ この辺りがクリアになれば、活動参加に舵を切れる？「きっかけ」機会をつくっていく。 ☞P42～43

学生・20～30代でも参加できる活動、参加できる環境、きっかけづくり ☞P42,44

○社会福祉協議会の認知度について

- 「名称・活動も知っている」前回調査 17.0%→今回調査 16.6%(0.4P 減)
- 「名前は聞いたことがある」前回調査 46.7%→今回調査 46.9%(0.2P 減)
- 「知らない」前回調査 33.4%→今回調査 32.8%(0.6P 減)
- ※特に 20~49 歳の若年層（☞新市民の層）の認知度が低い。

社会福祉協議会の認知度向上の取り組みは、引き続き工夫して行う必要あり。 ☞P37~38

○安心して生活するための取り組み(複数回答)

※地域福祉の活動に関する項目のみ列挙(インフラ等は除外)

- 子育て支援の充実…54.7P
- 高齢者への支援の充実…46.8P
- 障害者への支援の充実…36.9P
- 権利擁護のための支援の充実…11.0P
- 健康・福祉の情報提供の充実…40.7P
- 人が集まり活動できる場の充実…35.0P
- 周囲の理解と協力による見守り支援…36.4P
- 住民同士・行政との協力体制強化…35.0P
- 地域活動(自治会等)の充実…23.7P
- 市民活動の充実…17.0P

求められること

- ・地域福祉活動を行うための「場所」「機会」づくり・「情報」集めと、効果的な提供方法
- ・活動内容「対象となる人に合った支援」

〔子育て・高齢者・障害者
仲間づくり・見守り・虐待防止・権利擁護〕

☞P55~67

- ・「周囲の理解と協力」を得られるような広報・認知度アップの仕組み ☞P34~35

○自由記述より(「地域福祉活動」の観点で印象に残ったもの)

- ・一人暮らし高齢者が増えていて、声をかけていいのか迷う。
きちんと聴き取りして全体を把握してくれる人が声かけの要望を発信してほしい。
- ・福祉・医療に従事している人以外の方が福祉サービスの情報を細かに把握するのは難しい。
- ・自助・公助の意識を市民各自が持ち、自立すべき。自身の勝手な事情で困って「助けてほしい」は間違っている。
- ・小さい時の子育て支援は充実しているが、成長に伴い支援が薄くなっている。
- ・住民同士のつながりづくりのきっかけ…
サークル・ボランティア活動などのお知らせが欲しい
- ・若年層の発達障害やひきこもり等の支援を。
- ・(自治会)活動の協力者が少ない。
- ・地域の民生委員の名前がわからない。
- ・いきいきサロンや 100 歳体操などが楽しい。
- ・住民協力に参加できないのは東京に働きに行っているから。
- ・地域活動には参加したいが、近所付き合いがないからこそ安心して暮らせている。
お互いドライな関係が維持できる活動があれば参加したい。
- ・地域福祉は人の手が必要な部分が多いが、できるところ(窓口・情報管理・手続きなど)はデジタル化してほしい。チャットボット^{注)}やオンライン相談、イベント参加アプリなど。

注) チャットボット…コンピューターのテキストや音声を通じて自動で会話するプログラム。

キーワード

- ◎新住民・若年層の地域福祉活動…
これまでとは違った形のつながり
づくり ☞P39~40,42~43
- ◎広報・情報管理・提供のあり方
…デジタル技術活用 ☞P37~38
- ◎既存の支援が行き届かないニーズ
の把握
…地域担当(CSW)の配置とアウト
リーチ、新たな支援の資源開発
☞P41

【地域懇談会出席者アンケート】

次に、第3次地域福祉活動計画を策定するにあたり、第2次地域福祉活動計画同様に地域懇談会を開催しました（市内4会場、令和3年12月9日～15日に開催）。その前段で、出席予定者（地区社会福祉協議会代表者・民生委員児童委員協議会代表者・流山市赤十字奉仕団代表者・さわやかクラブ流山（老人クラブ）地区代表者・地域包括支援センター職員）から、「近い未来の地区社会福祉協議会活動について」をテーマにアンケートにお答えいただきました。（上位3位まで）

※文字数の都合で「地区社会福祉協議会」を「地区社協」と省略して表記しています。

Q1 今後地区社協活動に取り入れ（てみ）たい活動

北部	中部
1位：地区社協の担い手発掘・研修 2位：一人暮らし高齢者の見守り訪問 災害時避難訓練・避難所運営訓練 一人暮らし高齢者の困りごと支援 3位：障害の理解を深める講座	1位：災害時避難訓練・避難所運営訓練 2位：高齢者と子どもの交流 3位：地区社協の担い手発掘・研修
東部	南部
1位：地区社協の担い手発掘・研修 2位：健康・介護予防講座、高齢者のサロン、 障害への理解を深める講座、高齢者と 子どもの交流事業、一人暮らし高齢者 の困りごと支援	1位：地区社協の担い手発掘・研修 2位：一人暮らし高齢者の見守り訪問 3位：一人暮らし高齢者の困りごとの 支援

Q2 地区社協の活動を知ってもらうために有効と思われる活動

北部	中部
1位：地区社協広報紙 2位：社協ホームページ 3位：SNS	1位：地区社協広報紙 2位：社協ホームページ、地域の掲示板 3位：SNS
東部	南部
1位：地区社協広報紙 2位：チラシを手渡し 3位：社協ホームページ	1位：地区社協広報紙 2位：社協ホームページ （＋南流山地区社協独自ホームページ） 3位：チラシを訪問して手渡し

Q3 これからの地区社協活動に参画してもらいたい方・機関

北部	中部
1位:大学・短大・専門学校生 2位:高校(生)、地域の商店・企業 3位:地域の福祉施設・事業所の専門職や利用者、地域のボランティア	1位:地域の福祉施設・事業所の専門職や利用者 2位:地域の商店・企業、地域のボランティア 3位:大学・短大・専門学校生、病院・医療機関(の専門職)
東部	南部
1位:高校(生) 2位:特別支援学校(生)、大学・短大・専門学校生、地域のボランティア 3位:地域の福祉施設・事業所の専門職や利用者、地域の商店・企業	1位:地域のボランティア 2位:コンピューターや防災などの専門知識・技術のある方 3位:地域の福祉施設・事業所の専門職や利用者、高校(生)、大学・短大・専門学校生、地域の商店・企業

○アンケートを分析して

Q1 これからの地区社協活動に取り入れたいもの(上位3位まで)

- 1位:地区社協の担い手発掘・養成(17票)
- 2位:一人暮らし高齢者の困りごとの支援(10票)
- 3位:災害時避難訓練・避難所運営訓練(9票)

⇒一緒に活動していただける担い手を見つけ養成することが求められています。

そのうえで、一人暮らし高齢者のちょっとした困りごとの支援や、災害時に備えて避難訓練や避難所運営訓練などを行ってみたいとの声が寄せられました。

Q2 地区社協活動を知ってもらうために有効と思われる方法

- 1位:地区社協広報紙(回覧・全戸配布)(19票)
- 2位:インターネット(社協ホームページ)(12票)
- 3位:チラシを訪問して手渡し(8票)

⇒地区社協の広報紙の配布や、チラシを訪問して手渡しするなど、地道で手間暇がかかるが、顔が見える信頼関係のもとでのお知らせ方法が選ばれていました。

なお、インターネットで流山市社協ホームページのほか、南流山地区社協は独自でホームページがあり、インターネットで活動を紹介することも知ってもらうために有効との考えも定着してきたのではないのでしょうか。

Q3 これからの地区社協活動に参画してもらいたい方・機関

1 位：地域のボランティア

2 位：同率で 地域の福祉施設・事業所の専門職や利用者

// 大学・短大・専門学校

// 地域の商店・企業

3 位：高校（生）

⇒ 1～3 位に共通しているのは「若さ」が求められている点です。

地区社協の活動に若者・専門職が加わることで、地区社協が活性化したり、若者が地域を意識して生活してくれること、地元愛精神が醸成され、地域福祉活動が根付いて、近い未来、世代交代しても活発に地区社協活動を中心に地域福祉活動が展開されることを期待していると考えられます。

以上のアンケート結果や地域懇談会で寄せられたご意見、また、事業評価での振り返りを踏まえて、第3次地域福祉活動計画の策定を進めてまいります。



令和3年12月に開催した地域懇談会



第3章 各日常生活圏域(エリア)の状況・計画の方向性

流山市は、地域により人口分布や地域活動の進展が異なっており、地域の実情に応じた取り組みを進めるため、より細かな区域設定として、市を4つの区域(北部・中部・南部・東部)に分けた「日常生活圏域」があります。

本計画では、この「日常生活圏域」の4圏域(エリア)ごとに、圏域の特性、実情、住民アンケート、地域福祉の活動者(地区社協、民生委員・児童委員など)の皆様のご意見などをもとに、この5年間に於ける各圏域(エリア)での取り組みの方向性を検討しました。

市社協は、地域住民の皆様、活動を担ってくださる地区社協や民生委員・児童委員などの皆様とも手を携えて、皆様の地域福祉活動の推進役となってまいります。

注) 地区社会福祉協議会(通称:地区社協)とは

概ね小学校区ごとに組織され、地域にお住まいの方々が主体となり、住民同士の支え合い、助けあいの仕組みづくりを行う自主組織です。

地区社協は、小学校区内の自治会の代表、民生委員・児童委員、ボランティアなどの方々が中心となり組織運営しています。

流山市内には、令和4年3月現在、16の地区社協が組織されています。

主な活動は、地域の「高齢者の見守り活動」や「高齢者と児童との交流事業」、「高齢者のサロン」や「介護予防・健康増進活動」、「広報啓発活動」や「研修事業」などを各々の地域の実情に合わせて展開しています。

圏域内の地域包括支援センター(高齢者なんでも相談室)などとも協働しています。



北部圏域

北部エリア

①新川北部地区社会福祉協議会(西深井小学校区)

深井新田・平方村新田・西深井・東深井の一部 平方の一部、美原3・4丁目

主な活動 子育てサロン、健康事業、介護教室、高齢者とこども達のふれあい、一人暮らし高齢者見守り活動、広報紙発行

②新川中央地区社会福祉協議会(新川小学校区)

富士見台、富士見台1・2丁目、北、小屋、南 中野久木、平方の一部、美原1・2丁目 西初石1丁目の一部

主な活動 いきいきサロン、ふれあいお食事会、高齢者慰問事業、見守り活動、広報紙発行

③東深井地区社会福祉協議会(東深井小学校区)

東深井の大半

主な活動 いきいきサロン、ふれあい会食会、敬老事業、健康講座、一人暮らし高齢者訪問見守り活動、広報紙発行、安全ボランティア活動

④江戸川台地区社会福祉協議会(江戸川台小学校区)

江戸川台東・西の全域、こうのす台 美原1丁目の一部

主な活動 ほほえみサロン、食事会、ふれあいコンサート、健康・安全啓発活動、一人暮らし高齢者等見守り訪問活動、広報紙発行

【北部地域の人口】 注) 第4期流山市地域福祉計画策定時の実績値又は独自推計値を社協が独自に推計

	R2 (2020) 年	R7 (2025) 年推計
年少(15歳未満)	5,846 人	5,216 人 630人減
生産年齢(15~64)	22,496 人	18,848 人 3,648人減
老年(65歳以上)	8,658 人	7,936 人 722人減

利根運河を臨む自然豊かな閑静な住宅街。江戸川沿いの大型物流施設が子育て世代の就労に人気の地域!

【北部地域のみなさまの声】

●地域懇談会アンケートより ・これからの地区社協活動に取り入れたいのは ⇒担い手発掘・研修、一人暮らし高齢者見守り等 ・地区社協活動を知っていただくためには ⇒地区社協広報紙・社協ホームページ・SNS ・これからの地区社協活動に参画してほしいのは ⇒大学・短大・専門学校生・高校生などの若者	●市民アンケートより ・仕事や家事・育児が忙しく、地域活動等に参加する時間が取れない。(50.8%) ・隣近所の方と話したことがない。サークルやボランティア活動を知らせてほしい。(70代男性) ・小・中学生のうちに地域福祉に馴染みがなければ福祉の存在を知る機会がないと思う。(50代女性)
--	---

【地域懇談会でのご意見】

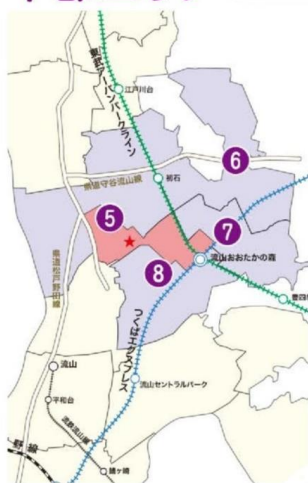
- ・人手不足の問題。タクシーや福祉有償運送の事業所も担い手不足で予約が取れないため、自分で運転して通院せざるを得ない。訪問介護事業所もヘルパーが高齢化していて支援が困難になっている。
- ・孤立しがちな家庭を支援しようと、地区社協でも子ども食堂を開設した。SNSで呼びかけたら食材の寄付や高校生・大学生など若者のボランティアが増えるなどの反響があった。
- ・実際に災害があったら歩けない人などをきちんと避難させることができるのか不安。(要援護者の)情報を自治会と民生委員が共有してほしい。

【取り組みの方向性】

- ・情報交換や懇談会など取り組みやアイデアを共有する場の確保 ☞P52
- ・災害時避難訓練・子ども食堂・サロンなど新しいニーズへの対応・これまでの事業との融合 ☞P46~48,66~67
- ・インターネットやSNSを使った呼びかけ、新しい担い手の確保、参加しやすい取り組み方の工夫 ☞P37~38

中部圏域

中部エリア



⑤西初石地区社会福祉協議会(西初石小学校区)

西初石1丁目の一部、西初石2～4丁目、西初石5丁目の一部
桐ヶ谷・谷・上貝塚・若葉台・上新宿・上新宿新田の一部、下花輪、大畔の大半

主な活動

ふれあいサロン、ふれあい会食会、敬老祝い訪問事業、児童との遊びの会、一人暮らし高齢者見守り活動、広報紙発行

⑥八木北地区社会福祉協議会(八木北小学校区)

東初石1～4丁目、駒木台、青田、美田 駒木の一部、おおたかの森北3丁目

主な活動

いきいきサロン(地域毎)、子育てサロン、ふれあい給食会、健康チェック、児童との遊び、高齢者見守り活動、広報紙発行

⑦小山地区社会福祉協議会(小山小学校区)

駒木の一部、おおたかの森北1丁目の一部、おおたかの森北2丁目、おおたかの森東1丁目の一部、おおたかの森東2～4丁目

主な活動

いきいきサロン(地域毎)、敬老の集い、ふれあい交流会、健康講座、見守り活動、広報紙発行

⑧おおたかの森地区社会福祉協議会(おおたかの森小学校区)

市野谷の大半、大字三輪野山、おおたかの森西1～4丁目、おおたかの森南1～3丁目、おおたかの森北1丁目の一部、おおたかの森東1丁目の一部

主な活動

ふれあい交流会、医療講座、いきいきサロン(地域毎) 見守り活動、広報紙発行、敬老の集い

【中部地域の人口】注) 第4期流山市地域福祉計画策定時の実績値又は独自推計値を社協が独自に推計

	R2(2020)年	R7(2025)年推計
年少(15歳未満)	9,480人	10,269人 789人増
生産年齢(15～64)	36,480人	37,107人 627人増
老年(65歳以上)	14,040人	15,624人 1,584人増

大型商業施設を構える「流山おおたかの森」。駅周辺の大規模住宅開発で子育て世代が急増中。自然も豊か。

【中部地域のみなさまの声】

●地域懇談会アンケートより

- ・これからの地区社協活動に取り入れたいのは
⇒避難訓練・避難所運営訓練、世代間交流など
- ・地区社協活動を知っていただくためには
⇒地区社協広報紙、社協ホームページ、地域掲示板
- ・これからの地区社協活動に参画してほしいのは
⇒地域の福祉施設・事業所の方々、地域の商店など

●市民アンケートより

- ・仕事や家事・育児が忙しく、地域活動等に参加する時間が取れない(66.2%)
- ・おおたかの森駅周辺の方たちは、「地域福祉」よりも「子育て・教育」だと思う。(20代男性)
- ・近所づきあいがいいからこそ安心。お互いドライな関係が維持できる活動があれば。(20代女性)

【地域懇談会でのご意見】

- ・人口が増えている地域なのにさわやか(老人)クラブの会員は大幅減。3500人が2000人に。団塊世代が高齢者となり、「煩わしい」「隣の人とあいさつしたくない」という。
- ・人口増加が著しい地域、地域内の高齢化率は全体で10%台だが、一部地域では高齢化が進み、認知症高齢者の徘徊も増えている。認知症への対応を新しい住民にどう理解してもらうかが課題。
- ・流山市の「いい街」のイメージがメディアで拡散されることが若い世代へのアピールになり、民生委員のなり手も増えると期待している。

【取り組みの方向性】

- ・インターネットやSNSを使った呼びかけなど新しい担い手の確保、参加しやすい取り組み方の工夫 ☞P37～38
- ・災害時避難訓練・子ども食堂・サロンなど新しいニーズへの対応・これまでの事業との融合 ☞P46～48, 66～67
- ・新設小学校区域における地区社会福祉協議会設立の検討

南部圏域

南部エリア



9 流山北地区 社会福祉協議会(流山北小学校区)

加1～6丁目 三輪野山1～5丁目 大字加の一部

主な活動

世代交流会、お花見会、会食会、介護教室、ふれあいいきいきサロン(地域毎)、声の訪問活動、児童との昔遊び指導、広報紙発行

10 流山中央地区社会福祉協議会(流山小学校区)

流山1～9丁目、流山の一部、平和台1～5丁目 西平井

主な活動

いきいきサロン(地域毎)、ふれあい会食会、ふれあい運動会、お年寄りに学ぶ会、介護教室、一人暮らし高齢者見守り活動、広報紙発行、シニアと児童のつとめ

11 南流山地区社会福祉協議会(南流山小学校区)

南流山2・3・6・7・8丁目、木 流山の一部

主な活動

ふれあいサロン、健康講座、いきいきシニアの会、介護教室、福祉の勉強会、一人暮らし高齢者見守り活動、ホームページの運営、広報紙発行

12 鯉ヶ崎地区社会福祉協議会(鯉ヶ崎小学校区)

鯉ヶ崎全域、南流山1・4・5丁目

主な活動

いきいきサロン・お楽しみ会(地域毎)、ふれあい演芸会・健康講座、見守り訪問活動、広報紙発行

【南部地域の人口】 注) 第4期流山市地域福祉計画策定時の実績値又は独自推計値を社協が独自に推計

	R2 (2020) 年	R7 (2025) 年推計
年少(15歳未満)	9,480 人	10,432 人 952人増
生産年齢(15～64)	36,480 人	37,696 人 1,216人増
老年(65歳以上)	14,040 人	15,872 人 1,812人増

江戸情緒溢れる本町
 界隈。南流山駅周辺
 の住宅街・マンション群で
 子育て世代急増中!

【南部地域のみなさまの声】

●地域懇談会アンケートより

- ・これからの地区社協活動に取り入れたいのは
 ⇒担い手発掘・研修、一人暮らし高齢者見守り等
- ・地区社協活動を知っていただくためには
 ⇒地区社協広報紙、社協・地区社協ホームページ
- ・これからの地区社協活動に参画してほしいのは
 ⇒地域のボランティア、専門知識・技術のある方

●市民アンケートより

- ・仕事や家事・育児が忙しく、地域活動等に参加する時間が取れない。(66.1%)
- ・地域の活動は、日中の在宅者が減少する時代には今までのようにはいかないのでは。(50代女性)
- ・いずれ仕事を辞めた時、地域で役立つことをしたいので、地域福祉の情報提供を望む。(60代男性)

【地域懇談会でのご意見】

- ・ヤングケアラーへの支援ができないか。
- ・地区社協の会長・副会長も仕事を持っている。人手不足は深刻で、(活動者の中心だった)前期高齢者も、今は働いている人が多い。
- ・コロナ禍でできない事業が多い中、地区社協と子ども食堂を開催している団体とで連携を始めた。
- ・地区社協独自のホームページを運営、インターネットに親和性の高い若い世代にPRしている。
- ・若い世代にも気軽にボランティアをしてもらえるよう小・中学生に敬老行事に参加してもらっている。
- ・自治会でも人手不足が深刻。「役に付きたくない」という悪い循環・停滞ムードを何とかしないと。

【取り組みの方向性】

- ・ヤングケアラー支援・子ども食堂・サロンなど新しいニーズへの対応・これまでの事業との融合 ③・66～67
- ・インターネット・SNSを使った呼びかけなど新しい担い手の確保、参加しやすい取り組み方の工夫 ③P37～38

東部圏域

東部エリア

13八木南地区社会福祉協議会(八木南小学校区)
宮園1～3丁目 思井・中・芝崎・古間木・前平井 野々下1・2丁目・後平井

主な活動 ふれあいいきいきサロン(地域毎・合同)、介護・健康講座・ふれあい交流会、人形劇観賞会・一人暮らし高齢者見守り訪問活動・広報紙発行

14長崎地区社会福祉協議会(長崎小学校区)
野々下3・4・5・6丁目・野々下2丁目の一部 長崎1・2丁目

主な活動 いきいきサロン・ふれあい給食会、健康講座・介護予防教室、こども映画会・ふれあい歌老の集い、一人暮らし高齢者等見守り活動・広報紙の発行

15東部地区社会福祉協議会(東小学校区)
松ヶ丘1～6丁目・名都借・西松ヶ丘1丁目 向小金1丁目・前ヶ崎の大半

主な活動 いきいきサロン(地域毎)・健康講座、敬老演芸の集い・3世代ふれあいコンサート、一人暮らし見守りパトロール・広報紙発行、児童との昔遊び

16向小金地区社会福祉協議会(向小金小学校区)
向小金2～4丁目・前ヶ崎の一部

主な活動 いきいきサロン・ミニサロン・ふれあい交流会・子どもと高齢者のふれあい活動・見守り活動、ハッピーお楽しみ会

【東部地域の人口】 注) 第4期流山市地域福祉計画策定時の実績値又は独自推計値を社協が独自に推計

	R2(2020)年	R7(2025)年推計
年少(15歳未満)	6,162人	7,172人 1,010人増
生産年齢(15～64)	23,712人	25,916人 2,204人増
老年(65歳以上)	9,126人	10,912人 1,786人増

豊四季・南柏駅周辺は閑静な住宅街。TX流山セントラルパーク駅周辺で子育て世代が急増中!

【東部地域のみなさまの声】

●地域懇談会アンケートより

- ・これからの地区社協活動に取り入れたいのは
⇒担い手発掘・研修、健康・介護予防講座やサロン
- ・地区社協活動を知っていただくためには
⇒地区社協広報紙、チラシを手渡し、社協ホームページ
- ・これからの地区社協活動に参画してほしいのは
⇒高校・特別支援学校・大学・短大・専門学校生など

●市民アンケートより

- ・仕事や家事・育児が忙しく、地域活動等に参加する時間が取れない(56.6%)
- ・今はコロナで無理ですが、月に1度でも地域で集い、無料で会食できると思う(50代女性)
- ・自治会も高齢者が多くなり、活動に参加できなくなる。若い人達の参加が欲しい。(70代男性)

【地域懇談会でのご意見】

- ・最近では定年延長で65～70歳代でも仕事をしている方が増え、活動の人材確保が課題。
- ・外国人の住民が増えてきた。彼らを地域の中でどのようにみていくかも課題。
- ・退職後に自治会の役員を始めて「社協」を知った。それまで全く知らなかった。
- ・サロンに利用していた施設が老朽化して閉鎖となった。新たな活動場所がなかなか見つからない。
- ・さりげない「見守り」を続けたり、広報を手配りするのは効果的だが、新世代の方が多く住む新築のマンションなどには自治会がなく立ち入り困難。広報の配布や地区社協へのお誘いの方法に悩む。
- ・コロナ禍で外出できないことで、病気や認知症を発症したり、亡くなる高齢者も増えている。

【取り組みの方向性】

- ・新しい住民・地域への情報提供・参加呼びかけ [P37～38](#)
- ・感染症等に配慮した交流機会の在り方の検討・情報共有 [P52](#)
- ・感染症等に配慮が必要な時節における高齢者の介護・認知症予防 [P59](#)

第4章 具体的な取り組み

基本目標

具体的取り組み

基本目標1
住民への地域福祉活動の啓発

- (1) 広報啓発活動の推進
- (2) 福祉教育の推進

基本目標2(重点施策)
地域福祉活動への参加促進と支援

- (1) 地域福祉の担い手育成
- (2) ボランティア活動の推進 (重点事業)
- (3) 地域福祉活動団体との連携及び活動支援

基本目標3
ネットワーク化の推進

- (1) 市との連携強化
- (2) 市民団体との連携
- (3) 地域力向上のためのネットワークの構築

基本目標4(重点施策)
地域福祉活動の強化

- (1) 地域における生活支援
- (2) 相談業務の充実
- (3) 高齢者への支援 (新規)
- (4) 障害者への支援 (新規)
- (5) 子育て世代への支援 (新規)
- (6) 福祉施設を活用した支援 (新規)

◎具体的な取り組みにおける数値目標の考え方

5カ年の数値目標については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しない方法で設定しています。そのため、影響が顕著な場合には毎年度の評価の中でその理由を明確にするとともに、数値目標の見直しを行います。

基本目標Ⅰ

住民への地域福祉活動の啓発

- (1) 広報啓発活動の推進
- (2) 福祉教育の推進

(1) 広報啓発活動の推進

「流山市地域福祉に関する市民アンケート調査」によると、地域や社会に関する情報の入手方法は「広報紙やホームページ」が66.0%と最も高くなっています。

また、年代別では、すべての年代で「広報紙やホームページ」が上位に挙がっており、20～49歳ではインターネットを活用する割合が高くなっています。

こうしたことから、流山市社会福祉協議会（以下「市社協」と表記します。）の事業活動や、ボランティア団体・地区社会福祉協議会（以下「地区社協」と表記します。）・民生委員児童委員協議会（以下「民児協」と表記します。）・子ども食堂などの地域福祉に関する様々な情報について、広報紙「ながれやま福祉だより」や市社協ホームページ、公式SNS（ツイッター・フェイスブック）などでタイムリーに発信し、地域でのイベントやメディアの活用も通じ、多様な年代の地域住民の皆様は福祉を身近に感じていただけるよう、広報啓発活動を推進します。

具体的な取り組み

【市社協】

- ・広報紙「ながれやま福祉だより」の発行回数・配布方法の見直し⇒新聞非購読層への広報紙配布の方法を探ります。⇒**新**（広報ラックの新設）
- ・地域での様々な福祉活動の情報収集に努め、タイムリーにホームページや公式SNS（ツイッター・フェイスブック）で発信します。また、福祉だよりにも掲載し、幅広く活動を紹介していきます。
- ・職員が「我が事」と捉え広報啓発に取り組んでいきます。
- ・地域住民との関わる機会を通して、タイムリーな情報を発信していきます。よりわかりやすく、見やすいホームページづくりを心掛け、こまめな情報更新に努めます。（閲覧数を増やします）
- ・ツイッター・フェイスブックをはじめとしたSNSサイトの充実をはかり、フォロワーを増やします
- ・福祉団体などから活動の情報をお寄せいただき、福祉だよりやホームページ、SNSに掲載します。
- ・二次元コード（QRコード）を活用して必要な情報検索の利便性を高めていきます。⇒**新**
- ・地区社協のHPとのリンクを検討します。⇒**新**
- ・ボランティア活動の参加者の声などを発信します。

【地区社協や地域】

☆地域の福祉活動・イベントなどの情報を市社協にお寄せください。

☆写真や動画、ボランティア体験記などのご提供、取材の受け入れをご検討ください。

☆活動を福祉だよりなどでお知らせする際、参加者や関係者について写真や記事の掲載についてご協力ください。

第3次計画での取り組み指標

取り組みの指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
「ながれやま福祉だより」の発行回数 (現:年4回)	年4回 発行		見直し		
❶「ながれやま福祉だより」広報ラック の設置	24ヶ所	25ヶ所	26ヶ所	27ヶ所	28ヶ所
市社協ホームページ訪問者数 (現:月4,029回)	月 4,200回	月 4,400回	月 4,600回	月 4,800回	月 5,000回
公式ツイッター(T)・フェイスブック(F) のフォロワー数 (現: T:491、F:372)	T:500 F:380	T:510 F:390	T:520 F:400	T:530 F:410	T:540 F:420

※ ❶ ⇒ 新たな取り組み

(2) 福祉教育の推進

1) ボランティア・福祉体験学習・啓発

学校の「福祉体験学習」などに、高齢者疑似体験セットや車いすなどの貸し出し、ボランティアグループなどと連携して講師派遣や要配慮者体験の機会を提供します。

また、福祉教育の一環として、助けあいの心をはぐくむ共同募金運動に、学生の皆様に協力を頂いて、街頭募金の呼びかけなどのボランティアに参加していただく機会や、地区社会福祉協議会の世代間交流事業などを通じて、子どもたちや若い世代の方の「地域福祉」や「ボランティア」への関心を高めるための啓発や体験・参加の機会をつくっていきます。

具体的な取り組み

【市社協】

- ・ボランティア体験や要配慮者（高齢者・障害者など）の疑似体験機会の提供や支援（学校や地域のイベントなどに機器の貸し出しや講師派遣）
- ・体験プログラムの開発・構築、講師などを担っていただける当事者・支援者・団体とのネットワークを構築していきます。⇒ 基本目標 3 ネットワーク化の推進(2) 市民団体との連携
- ・地域と学校との関係性を活かして、福祉教育に結び付けた児童、生徒、学生のボランティア活動への協力をお願いし、地区社協の活動を継続的に支援していきます。
- ・株式会社流鉄の協力のもと福祉啓発用の中刷りの掲示を行い、利用者に福祉への関心を高めていきます。
- ・ボランティアセンターで介護支援サポーターフォローアップの一環として、60歳以上のボランティアと児童、生徒との絵手紙交流会や南部地域包括支援センターと連携し、圏域内の小・中・高校生を対象とした認知症サポーター養成講座を開催します。
 - ⇒ 基本目標2-(1)-2) ボランティアの養成・研修
 - ⇒ 基本目標 4-(3) 高齢者への支援-(4) 障害者への支援-(5) 子育て世代への支援

【地域】

- ☆地域のイベントの際、市社協にお声かけください。（出前講座や共同募金のチャリティなど、皆様と一緒に取り組み、福祉の学びをお手伝いできるようにします。）
- ☆学生の皆様も、ご友人とお誘いあわせの上、ボランティア活動に参加してみましょう。

2)市社協・地区社協と圏域内小中学校等との協働の推進（交流事業の推進）

地区社協の活動と、その圏域内の小・中学校等との協働を推進し、地域ぐるみでの福祉教育の充実を図ります。

具体的な取り組み

【市社協】

- ・市教育委員会と連携しながら、圏域内の小・中学校などとの接点や協議の場を持ち、その地域らしい連携のあり方や、「福祉」の観点からの協働を進めます。
- ・小中学生を対象に福祉の心をはぐくむため「地域ぐるみのまちづくり推進標語・ポスター」の募集を行います。

【地区社協】

- ・地域の学校との交流を図り、事業への協力を求めていきましょう。

【地域】

☆地域の子どもたちと、登下校時の挨拶や、見守りをしましょう

☆学校や地区社協から、行事などのご案内があったら、積極的に参加やお手伝いを申し出てみましょう。

第3次計画での取り組み指標

取り組みの指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ボランティア・福祉体験学習・啓発 「ボランティア体験機会の充実や当事者団体などとの連携推進」	充実				
市社協・地区社協と圏域内小中学校等との協働の推進（交流事業の推進）	充実				
地域ぐるみ福祉のまちづくり推進標語・ポスターコンクール	継続				

基本目標2（重点施策）

地域福祉活動への参加促進と支援

(1) 地域福祉の担い手育成

(2) ボランティア活動の推進（重点事業）

(3) 地域福祉活動団体との連携及び活動支援

(1) 地域福祉の担い手育成

1) 地域福祉コーディネーターの配置

地域福祉活動への参加促進と支援を図るため、コミュニティソーシャルワークの手法を市社協職員が体系的に学び、地域における支援をおこなう「地域福祉コーディネーター」として、担当職員を配置することで、各地域での課題などを市社協事務局で集約し、その情報を職員間で共有し、地域との連携を図りながら対応することが重要と捉え、地域包括支援センター圏域に地域福祉コーディネーターの配置に取り組みます。

具体的な取り組み

【市社協】

- ・地域福祉コーディネーターを4つの日常生活圏域にすべて配置し、担当者が地域に出向いていく仕組みを定着させます。（民児協、地区社協、地域包括支援センターの「地域ケア会議」^{注）}など）
- ※令和4年度から1圏域をモデル地区に設定して、地域福祉コーディネーターを配置します。
- ・地域福祉コーディネーターが担当地区と地域内の課題を共有し、対策などを話し合っていきます。

注）地域課題や個別ケースなどを掘り起こすために、地域包括支援センターが主催する会議。

主なメンバーは、行政職員、自治会の代表者、民生委員・児童委員、地区社協の代表者、その他関係機関

第3次計画での取り組み指標

取り組みの指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1) 地域福祉コーディネーターの配置		モデル地区を設定し、配置	職員体制を見ながら増員を図ります。			
(取り組みの考え方)		・地域福祉コーディネーターが担当地区と課題を共有し、対策などを話し合い、必要に応じて関係機関へつなげていくことができるか。				

2) ボランティアの養成・研修

ボランティア活動を身近で気軽に体験したり始めることができるように、体験会や講座、研修会を開催するほか、災害時の支援に必要な心構えや助けあいについて学び、いざという時に備える災害ボランティア関連講座・研修を開催するなど、ボランティア活動への参加を促進します。

具体的な取り組み

【市社協】

- ・介護予防や社会貢献活動を促進するために、介護支援サポーター事業を推進します。
- ・懇談会や当事者団体、施設などの意見や活動希望者の要望を踏まえ、ボランティア・NPOなど関係団体や市内・県施設などと連携し、講座内容の充実を図ります。
- ・災害時に備え、災害ボランティア関連講座・研修を推進します。
- ・曜日・時間帯・会場（オンライン）など、ボランティア活動に興味を持った方が参加しやすい日程で入門講座やフォローアップ研修・体験会などを企画します。
- ・ボランティアをしたいと考えている方のための「ガイドブック」を作成します。

【地域】

☆ご自身に合った活動や興味のある活動を探して、講座などを受講したり、地域で活動の実践をおこなってみましょう。

第3次計画での取り組み指標

取り組みの指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ボランティアの養成・研修 「ニーズを反映したボランティア講座・体験会などの開催（介護支援サポーター、災害ボランティア関連含む。）」	年10回 以上開催	年10回 以上開催	年12回 以上開催	年12回 以上開催	年12回 以上開催

3) 地区社会福祉協議会の人材育成の支援

地区社会福祉協議会（以下、「地区社協」と表記します。）には、その地域の自治会、民生委員・児童委員、学校、PTA、さわやかクラブ流山（老人クラブ）など、地域の様々な方がボランティアとして地域を支える、地域で住民同士が交流する事業をおこなう構成員がいます。

高齢の構成員が増えてきたこともあり、地区社協で行っているサロンなど各種の事業の担い手となってくださる方（ボランティア）を募り、養成していきます。

具体的な取り組み

【市社協】

- ・地区社協活動の紹介⇒活動の魅力ややりがいを発信し、賛同者を募ります。
- ・ボランティアや NPO への協力働きかけや協力者の掘り起こしをします。
- ・地区社協での活動希望者に研修を行い、活動したい地区社協に紹介していきます。
- ・地区社協に対し担い手育成のための研修会を開催していきます。
- ・ボランティアの登録者を増やして、地域が必要とするニーズに対してボランティアを紹介していきます。

【地区社協】

- ☆各地区においても情報発信や働きかけをお願いしましょう。
- ☆研修会などに参加しましょう。

【地域】

- ☆身近な地域で、地区社協のサロンなどの活動に参加してみましょう。
- ☆市社協のボランティア講座や体験会に参加してみましょう。

第3次計画での取り組み指標

取り組みの指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
3) 地区社会福祉協議会の人材育成の支援（研修会の開催）	充実 （年1回）				

(2) ボランティア活動の推進

1) ボランティア相談・コーディネートの実施

ボランティアに活動してほしい、支援してほしいという要望（ニーズ）と、ボランティア活動をしてみたいという方の希望の把握に努め、双方の意向に沿った活動調整（コーディネート）によりボランティア活動を推進します。

○登録ボランティアなどの状況

	マッチング 件数	相談件数	登録ボラン ティア人数	登録ボランティアグループ	
				グループ数	人数
令和元年度	231	268	773	65	1,330
令和2年度	41	168	789	62	1,166
令和3年度	49	164	800	61	1,142

令和3年度は12月まで

具体的な取り組み

【市社協】

- ・施設や地域などへのアンケートや当事者団体との連携、社会貢献活動を希望する方々の要望の把握、活動後にご報告いただくための様式の見直しを行い、コーディネートの充実へ反映させていきます。
- ・安心して活動できるよう、ケガや事故に備えたボランティア活動保険、行事用保険の紹介・受付・事故発生時のサポートを行います。
- ・ボランティアを募集する際は、活動内容を具体的に分かりやすい情報を掲載します。
- ・誰もが気軽に参加できるボラカフェ（ボランティアに興味のある方とボランティアを必要とする施設の方などとの交流の場）を開催して、ボランティアの裾野を広げます。

【地域】

☆ボランティアセンターが実施するアンケートやヒアリングなどへの協力、講座や研修への参加をお願いします。

第3次計画での取り組み指標

取り組みの指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ボランティア相談・コーディネートの充実 「アンケートやヒアリングなどによるニーズの把握」	充実 (随時)				

2) 登録ボランティアへの支援・協働

各分野で活躍する登録ボランティアグループの活動を支援すると共に、相互に情報交換をし、多様なニーズへの対応について連携して取り組みます。

◎貸し出しの状況

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件数	271件	213件	442件	247件

※令和元年度から4階を改修し、録音室の貸し出しを開始しました。

具体的な取り組み

【市社協】

- ・支援を充実させるため活動者・活動先双方の意向を踏まえ、活動先を拡充します。
- ・活動に必要な情報提供と共に、チラシの配架やポスター掲示など発信に協力します。
- ・災害時の連携を視野に平時からの連携強化に取り組みます。
- ・市内の中・高・専門学校・大学と連携します。
- ・活動に対する助成支援を行います。
- ・福祉機器などの貸し出しをします。
- ・社協主催事業など協働の機会を拡充します。

【地域】

- ☆要配慮者体験への参加や趣味特技を生かしたボランティア活動にご参加ください。
- ☆身近な地域貢献活動として使用済み切手・ベルマークの収集にご協力ください。

第3次計画での取り組み指標

取り組みの指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録ボランティアへの支援・協働 イベントの開催など連携（災害時の 連携を視野）	継続・充実				

重点事業

3) 災害支援体制の整備

災害時の被災者支援に備え、災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営に係る、運営支援ボランティアの養成や訓練、関係機関との連携推進・強化など支援体制の確立に取り組めます。

○災害ボランティアセンターとは

地震や台風・豪雨による風水害などの大規模災害が起こった際、市役所の対策本部と社会福祉協議会が協議し、災害ボランティアセンターを設置します。

災害により発生する様々な被災者の困りごとの把握・収集や支援に駆けつけたボランティアの受け入れ・活動先の紹介などを行い、ボランティアによる支援活動がスムーズに行われるよう調整するのが災害ボランティアセンターの役割です。

社協は、その立ち上げ・運営に備え、運営支援ボランティアの養成・研修、運営訓練、資機材や備品の整備、市や関係団体との連携などに取り組んでいます。

【役割・機能】

- ・被害状況や被災者の困りごとなどの情報収集・把握
- ・ボランティア活動希望者・団体の募集・受入
- ・被災者の困りごととボランティア活動希望者団体の活動調整
- ・安全衛生 ・支援団体の受入 ・情報発信 ・行政・関係団体との連携

【災害が発生し困りごとが生じたら】

ボランティアの協力により生活再建のお手伝いをしますので、ご相談ください。

例えば…

- ・倒れてしまった家具類の移動
- ・散乱した食器類の片付け
- ・家屋内外の泥の撤去や清掃 など

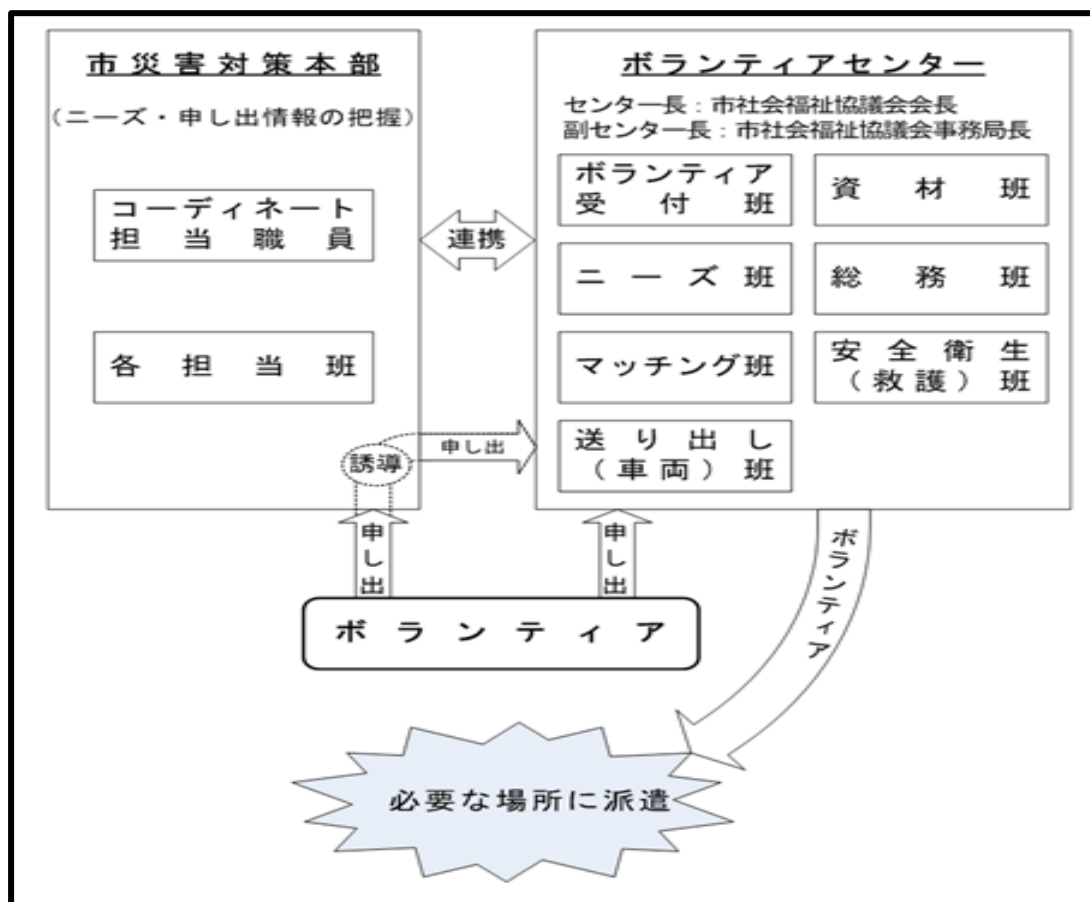
連絡をいただいた後、センターがボランティアを調整し、支援活動を行います。

災害ボランティアセンターの連絡先や受付方法などは、ホームページやフェイスブック、ツイッター、防災無線や安心メール、チラシの配布などによりご案内いたします。



▲ 災害ボランティアセンター運営訓練の様子

災害ボランティアセンターのイメージ図



市災害対策本部とボランティアセンターの連携体制（流山市地域防災計画より）

具体的な取り組み

【市社協】

- ・被災者を支援する災害ボランティア活動の拠点となる災害ボランティアセンターの周知・啓発に努めます。
 - ・支援ボランティアを養成し連携して運営訓練を実施するほか、職員参集訓練や内外を問わず研修への参加、職員派遣などを通じ防災意識の向上とスキルアップを図ると共に資機材の整備及び調達法を拡充します。
- 市及び市内団体との災害時支援協定の締結を目指すと共に、行政各課・地域や各団体と情報・意見交換に努め、連携を推進・強化します。
- ・災害支援ネットワークの構築 ⇒ (基本目標 3 - (2) 市民団体との連携)
 - ・計画的に災害対策基金を積み増します。
 - ・県社協との連携を進めると共に近隣市社協との相互支援協力体制の構築を検討します。
 - ・感染症対応として、システムを使った受入を構築していきます。⇒ 令和4年度内構築・随時見直し
 - ・感染症まん延を考慮した災害ボランティアセンター運営マニュアルに改定します。

【地域】

☆災害ボランティアの講座や研修、災害ボランティアセンター運営訓練や自主防災組織などへの参加、情報交換や地域で配慮が必要な方への声掛けなどをお願いします。

☆流山市や千葉県内、隣県等で災害ボランティアセンターが開設された際は、災害ボランティア活動に参加してみましょう。（感染症対策などで制限される場合もあります。）

第3次計画での取り組み指標

取り組みの指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
災害支援体制の整備 災害ボランティアセンター運営支援 ボランティアの登録	充実・強化 10人増	10人増	15人増	15人増	20人増

(3) 地域福祉活動団体との連携及び活動支援

福祉団体への支援

①地域福祉団体に対する助成

・地域福祉の充実と向上を図ることを目的とした下記の福祉関係団体に対し、活動費を助成し、その活動を支援していきます。

○地区社会福祉協議会（16地区） ○民生委員児童委員協議会 ○さわやかクラブ流山（老人クラブ連合会）○身体障害者福祉会 ○視覚障害者協会 ○柏保護司会流山支部 ○東葛飾地区更生保護女性会 ○手をつなぐ親の会 ○遺族会 ○原爆被爆者の会 ○グラウンドゴルフ協会 ○市民まつり実行委員会 ○精神障害者家族会よつば会

・福祉関係団体が主催する事業について支援していきます。

・福祉関係団体の事務局として活動を支援すると共に、地域福祉の向上に努めています。

※民生委員児童委員協議会、さわやかクラブ流山（老人クラブ連合会）、シルバーサービス事業者連絡会（54 法人加入）、地域障がい福祉サービス事業者連絡会（15 法人加入）

②歳末たすけあい募金による助成

民生委員・児童委員や流山市健康福祉部・子ども家庭部との連携・協力を得て、低所得者（要保護世帯）や交通遺児世帯などが明るいお正月を迎えられるように、年末に援護金や支援金を届けます。

※主な届け先：要保護世帯、生活困窮者自立支援機関を通じての支援、児童養護施設などの入所児童、交通遺児、子ども食堂、障害福祉事業所など

◎過去の主な届け先と実績額

主な助成先	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
要援護世帯	28世帯	20世帯	21世帯	24世帯
障害者施設	42施設	45施設	43施設	48施設
児童養護 施設入所者等	24人	23人	27人	21人
助成金額	4,024千円	3,903千円	3,732千円	2,984千円

具体的な取り組み

【市社協】

- ・福祉活動団体に対する活動費の助成は、予算の範囲内で、今後も支援していきます。
- ・歳末たすけあい募金の助成については、引き続き民生委員・児童委員や流山市と連携・協力により、募金の範囲内で支援していきます。
- ・福祉団体や施設等において社協会費、援護金や支援金が有効に活用されている現状を広く地域住民に周知していきます。

⇒（基本目標3－(2)市民団体との連携）

【地域】

☆引き続き社協会費や共同募金、歳末たすけあい募金へのご協力をお願いします。

第3次計画での取り組み指標

取り組みの指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉団体への支援	予算の範囲で支援				

基本目標3

ネットワーク化の推進

(1) 市との連携強化

(2) 市民団体との連携

(3) 地域力向上のためのネットワークの構築

(1) 市との連携強化

流山市とは、市社協が実施する地域福祉活動、住民に直結した福祉サービスなど、すべての事業活動で連携し、取り組んでいます。また、流山市から高齢者・身体障害者デイサービスセンターや成年後見支援センター、学童クラブ、流山市地域福祉センター（流山市ケアセンター）、介護支援サポーター養成講座など多くの事業を指定管理や受託者として管理・運営しています。

本計画においても、流山市が策定する「地域福祉計画」と連携し、地域福祉活動を計画的に推進していきます。

具体的な取り組み

【市社協】

- ・定期的な話し合いの場を設け、情報を共有し、課題解決に取り組めます。
- ・担当各課と協議し、災害時の対策本部・市社協災害ボランティアセンターとの役割分担を確認して緊急時に備えます。
- ・貸付・自立相談支援・生活保護などの生活困窮者支援について、生活困窮者自立支援調整会議に加わり、その時々の相談状況などを、市・自立相談支援機関（ユーネット）・市社協とで情報と支援方針を共有します。
- ・市から受託されている事業など地域住民の方がより利用しやすい環境を整えていきます。
- ・歳末たすけあい募金の助成先などの情報提供など連携して取り組みます。

第3次計画での取り組み指標

取り組みの指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市との連携強化	充実				

(2) 市民活動団体との連携

「流山市地域福祉に関する市民アンケート調査」によると、福祉活動に対してどのような支援が必要かとの問いに、最も高い割合であったものが「活動情報を提供する(29.2%)」でした。

このことから、市社協では、防災や権利擁護、子ども食堂等のさまざまなNPOや市民活動団体の活動を積極的に後援したり、地域のイベントと一緒に参加するなど、連携を深めていきます。

具体的な取り組み

【市社協】

ボランティア・NPO などとお互いに情報の交換を図るとともに、市の担当各課を加えた、災害時の三者連携の構築を図ります。

- ・成年後見事業における受任団体と連携した地域住民への支援 ⇒ 成年後見制度の相談
- ・ヤングケアラー^{注)}をフォローする子ども食堂との連携を深めます。

⇒ 基本目標 4-(5) 子育て世代への支援

- ・事業後援などを通じて、団体の活動を応援するとともに、後援したイベントで寄付や募金を呼び掛けるなど、事業にお集まりの地域住民の皆様にも福祉への参加機会・協力を求め、社会貢献の後押しを進めます。 ⇒ 基本目標2-(3) 福祉団体への支援
- ・引き続き、地域住民、防災NPOと防災イベントの開催において連携・協力していきます。

【地域】

☆市、市社協、NPO などが連携して実施する訓練や講演会などの参加を通じ、ご自身・ご家族やお近くの方と福祉に関する課題などを共有し、「出来る」ことから取り組んでみましょう。

注) 大人に代わって日常的に家事や家族の世話・介護などを担っている中高生などの若者

第3次計画での取り組み指標

取り組みの指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市民活動団体との連携 市民団体や NPO などが開催する事業・イベントの後援	28件	31件	34件	37件	40件

※令和3年:25件

(3) 地域力向上のためのネットワーク構築

市社協が実施する事業において、行政関係はもとより、福祉関係団体やNPO、民間事業所などと連携し、事業展開をしています。この関係を活かし、地域力向上のためのネットワークを構築していきます。

具体的な取り組み

【市社協】

- ・感染症などの対策を講じ、4つの日常生活圏域ごとの地域懇談会や代表者会議を定期開催します。
- ・シルバー事業者連絡会^{注)}を活用し、地域住民が福祉サービスを利用しやすい環境を作ります。
- ・日常生活自立支援助事業や成年後見推進センターなどの出前講座の利用促進を図ります。
- ・自助、互助、共助、公助の視点から市社協と地区社協の関係性や地域福祉活動のあり方について、本計画を通して相互啓発を図ります。
- ・先進事例をはじめ、地域の福祉活動に役立つ情報などを積極的に紹介していきます。

【地区社協】

- ☆懇談会で話し合い、共有した情報や課題を地域（地区社協・民児協・さわやかクラブ流山など）に持ち帰り、取り組みに反映させ、さらに得られた課題を懇談会で話し合うように情報や課題、取り組みを循環させていただきます。
- ☆市社協の実施する出前講座を活用し、地域住民に対して福祉に関する情報提供につなげていただきます。

注) 令和3年4月現在、近隣市の54ヶ所の介護サービス事業所が加入している介護事業所の連絡会です。訪問・通所・入所・居宅介護支援の各部会に分かれ、研修や事業所間連携をはかっています。市社協が事務局を担当しています。

3次計画での取り組み指標

取り組みの指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域力向上のためのネットワーク構築 地区社協代表者会議		充実 (年2回)				
地域懇談会(4日常生活圏域で開催)		(継続) 年1回				
(取り組みの考え方)	地域間の連携の構築、地域課題の共有とその解決策が話し合えるか。					

基本目標4 (重点施策)
地域福祉活動の強化

- (1) 地域における生活支援
- (2) 相談業務の充実
- (3) 高齢者への支援 (新規)
- (4) 障害者への支援 (新規)
- (5) 子育て世代への支援 (新規)
- (6) 福祉施設を活用した支援 (新規)

(1) 地域における生活支援

～生活困窮者などへの支援の強化～

市社協では、地域住民に対して、一時的に生活に困窮した世帯や個人に対して、独自事業としての生活費の貸付制度(愛の資金)や千葉県社協と連携しての生活福祉資金の貸付のほか、地域住民の善意により、お寄せいただいた食料品や日用品を提供するなどの支援事業に取り組んでいます。コロナ禍においては、市や自立相談支援事業所との連携を一層密にしての対応が必要となってきます。

具体的な取り組み

【市社協】

- ・生活困窮世帯や個人に対して、市社会福祉課と連携した対応をしていきます。

⇒基本目標 3-(1) 市との連携強化

- ・流山市くらしサポートセンターユーマと連携した相談・貸付対応・寄付による食料品を活用したフードバンクへの取り組みを強化します。
- ・生活が困窮している子育て世帯や、ヤングケアラーの支援は、市子ども家庭課や流山子ども食堂ネットワーク・とうかつ草の根フードバンクからの情報提供など連携し、支援を行います。

⇒基本目標 3-(2) 市民活動団体との連携強化

【地域】

- ☆生活困窮や虐待、ヤングケアラーなどの社会問題や、その支援に関心をお寄せください。
- ☆家庭で余った食料品をフードバンクに活用しましょう。
- ☆地域での福祉ニーズなどの情報提供をお願いします。

第3次計画での取り組み指標

取り組みの指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活困窮者への支援の強化		継続				
(取り組みの考え方)	相談者の多様化するニーズに対し課題を整理し、関係機関と連携して支援が できているか。					

2) 相談業務の充実

1) 心配ごと相談所の充実・強化

心配ごと相談所を開設し、地域住民の方からの心配ごとや悩み事について、民生委員・児童委員が相談に応じ、その解決と一緒に考え、相談内容によっては、関係機関へつなぎ、少しでも相談者の心の負担が軽減できるよう支援していきます。

◎過去の心配ごと相談所開設状況 (開設日:毎週水曜日午後1時から午後3時30分)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
開設日数	49日	51日	46日	43日
相談件数	34件	41件	39件	33件
主な相談内容	家族・近隣関係 ・財産	家族・近隣関係 ・財産	家族・近隣関係 ・医療	家族・近隣関係 ・職業
述べ相談者数	28人	102人	36人	29人

※令和2年3月、4月、5月はコロナ禍のため、開設を中止しました。

主なつなぎ先:市関係窓口、法テラス、ハローワーク、地域包括支援センター、ユーマット、市社協

具体的な取り組み

【市社協】

- ・引き続き毎週水曜日の午後1時から午後3時30分まで「心配ごと相談所」を開設します。
- ・相談員(民生委員・児童委員)による運営委員会と相談員のスキルアップのための研修会を開催します。
- ・心配ごと相談所の周知ポスターをリニューアルして作成します。

【地域】

☆心配ごと相談所の周知ポスターの掲示(地域の掲示板)にご協力ください。

第3次計画での取り組み指標

取り組みの指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
心配ごと相談所の充実・強化		継続				
(取り組みの考え方)	相談内容を整理し、関係機関につなぐことができているか。					

2) 権利擁護の推進

①日常生活自立支援事業の利用促進

高齢や障害がある方に対し、定期的な訪問による福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援などを行う「日常生活自立支援事業」の利用を推進します。

ご相談をお寄せいただく関係者・機関との連携を進め、相談・契約件数の増加に備えるため、事業を担当する専門員（市社協職員）のスキルアップと生活支援員の増員・養成強化を図ります。

具体的な取り組み

【市社協】

・日常生活自立支援事業の契約件数の増加に備え、生活支援員養成研修受講者の公募や、県センター主催の養成研修受講を、市社協で主催（自主開催）して、生活支援員の増員・養成強化を図ります。

【地域】

☆地域の高齢者や障害者の福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理の支援を行う「生活支援員」の養成研修を受講して、地域住民の生活を支える担い手になりましょう。

第3次計画での取り組み指標

取り組みの指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活自立支援事業の契約人数の増加	13件⇒ 14件	14件⇒ 15件	16件⇒ 17件	17件⇒ 18件	18件⇒ 19件
生活支援員の養成（  公募・自主養成を目指す）	検討	公募開始 （県研修 受講）	自主養成 講座開催		

②成年後見制度利用促進 新規事業

高齢化の進行に伴う高齢者・障害者の権利擁護のニーズ、地域住民の成年後見制度への意識・関心の高まりがみられるなか、成年後見制度利用促進法に基づき、流山市が令和3年度に開設した成年後見中核機関（成年後見推進センター）を中心に成年後見制度の利用促進を図っていきます。

具体的な取り組み

【市社協】

- ・成年後見推進センター（中核機関）事業において、地域住民や関係機関からの成年後見制度に関する相談をお受けします。
- ・毎月1回、専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）や市民後見人による成年後見制度相談会を開催し、相談会後も成年後見推進センターで継続的に支援を行います。
- ・成年後見受任団体・専門職などとのネットワーク構築を図り、後見ニーズを抱える高齢者や障害者の権利擁護に努めます。
- ・市民向け講演会や専門職向け研修会、地域等での出前講座を開催し、成年後見制度の利用促進を図ります。

【地域】

☆ご自身やご家族の将来に備え、成年後見推進センターが開催する市民向け講座を受講したり、地域の集会などで成年後見制度に関する講座を企画したり、受講してみましょう。
（成年後見制度の講座を開催する際は、成年後見推進センターにお声かけください。）

第3次計画での取り組み指標

取り組みの指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
新 成年後見制度利用促進 地域での出前講座	12回	13回	14回	15回	16回
新 成年後見制度市民向け講演会	開催	→			

(3) 高齢者への支援 新規事業

1) 高齢者デイサービス事業

介護保険法のケアプランに沿った高齢者デイサービスを行っています。

ボランティアセンターに登録されている様々なボランティア、ボランティアグループの方々に活動していただき、ご利用者をはじめ、地域から愛され、信頼されるデイサービスを目指していきます。

具体的な取り組み

【高齢者デイサービス】

- ・利用者の話し相手（傾聴）、入浴後のドライヤー掛け、踊りや楽器演奏の披露、車椅子の修理、庭の草花、草木の手入れなど、多種多様の活動をしてくださるボランティアとの協力関係のもと運営していきます。⇒基本目標 2-(2) ボランティア活動の推進
- ・利用者とボランティアとの交流は大変貴重なものから、今後もデイサービスセンターがボランティア活動の活発な場になるよう
- ・SIOS（サイオス）^{注）}の取り組みのための介護ソフト及びリハビリ機器を導入し、特徴ある自立支援のサービスに取り組んでいきます。
- ・指定管理者として、魅力的なサービスの向上を目指します。特に、SIOSの取り組みを強化し、利用者数の増加を目指し、経営の安定化を図っていきます。

注）社会的自立支援に特化した介護サービス

【地域】

☆自らが出来ることからボランティアとして参加してみてください。

第3次計画での取り組み指標

取り組みの指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者（一日当たり）	20人			21人	22人

※定員30人・作成時：1日あたり13人

2) 高齢者訪問介護事業

○介護保険事業

介護保険法に基づき要介護高齢者に対して、可能な限りご自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、訪問介護員（ホームヘルパー）がご自宅を訪問し、支援を行っていきます。

具体的な取り組み

【訪問介護事業所】

- ・介護保険サービスや医療等の関係機関と連携を取りながら、支援します。
- ・ご利用者本人の介助だけではなく、介護を担っているご家族に、ご自宅にあるものを使用して、身体に負担を掛けずに介護する方法をお伝えしています。
- ・ケアセンターまつり等で「いきいき介護教室」を実施し、地域の皆様に使いやすい介護用品や介護方法などをご案内しています。 ⇒基本目標 3-(3) 地域力向上のためのネットワーク構築
- ・今後も職員研修を充実し、より良いサービスの提供ができるようにしていきます。
- ・大規模災害時などの有事の際、生命維持に関して訪問介護を必要とする利用者の皆様に支援を提供できるよう、対応策について策定していきます。

※新規利用実績

平成29年度28件 平成30年度20件 令和元年度20件 令和2年度25件 令和3年度12件

○日常生活支援総合事業

介護保険法に基づき要支援高齢者に対して、訪問介護員（ホームヘルパー）がご自宅を訪問し、利用者が訪問介護員と一緒に家事を行うことで、状態の維持もしくは改善を図り、ご自宅で自立した日常生活を送ることができるよう支援していきます。

日常生活の中の不便さを利用者の皆様と共有し、関係機関と相談し、改善への提案を行います。

※訪問実績

平成29年度125件 30年度101件 令和元年度142件 2年度192件 3年度180件

※新規契約

平成29年度3件 30年度4件 令和元年度5件 2年度11件 3年度4件

※介護保険に移行した約9割の方がご利用を継続しています。

第3次計画での取り組み指標

取り組みの指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
新規利用者契約件数	4件				

3) 南部地域包括支援センター事業（高齢者なんでも相談室）

高齢者なんでも相談室は、地域で暮らす高齢者の最も身近な相談窓口であるとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けて中核的な役割を担う機関です。

具体的な取り組み

【南部地域包括支援センター】

- ・南部地域の小学校区ごとに、地域コミュニティケア会議を実施していきます。
- ・自治会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、生活支援コーディネーター、保健センター、介護事業所等の関係機関との連携を強化し、これからの地域活動や防災対策などについて、今後も情報交換を継続し、その人らしい生活が送れるよう、地域包括ケアシステムの構築を目指していきます。
- ・個別相談から得た情報で地域の高齢者や高校生の特技を活かし、花を種から育てたり、地域玩具づくりなどを実施しました。新型コロナの影響で活動が集団から個々に変容し、希望を持ち続けることが困難になりましたが、個々の特性に応じた能力を自宅で発揮して頂いたことが、生きがいになり、新たな人間関係を良好に保てる仲間づくりに発展し、コロナ禍での活動でもプラスに転じる取り組みとなりました。今後も、本人の視点に立った地域のつながりを育てる地域共生の活動を行っていきます。
- ・南部地域は高齢者数の増加だけでなく、子育て世代の転入が非常に多いことから、若年層の方々が子育てと介護を同時に担う「ダブルケア」についての相談対応も急務です。そのため、すべての保育園、小学校、中学校、高校を訪問し、周知活動を行うなど、今後も「相互で支え合う地域づくり」につながる活動を継続していきます。
- ・市内の他圏域（北部・中部・東部圏域）を担当する地域包括支援センターとも常に連携し、市全域での地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。

⇒基本目標 1-(2) 福祉教育の推進

⇒基本目標 3-(3) 地域力向上のためのネットワーク構築

第3次計画での取り組み指標

取り組みの指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ケア会議の開催	7回/年				

4) 居宅介護支援事業

介護保険法に基づき、要介護・要支援の高齢の方などが住み慣れたご自宅で安全・安心に生活することができるようケアマネジメント^{注)}を行なう事業です。

注) ケアマネジメント…ケアマネジャー（介護支援専門員）が、介護や支援を必要とされる方に、心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿って、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成したり、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行うこと。

具体的な取り組み

【居宅介護事業所】

・介護保険サービス、医療等の関係機関との連携を図り地域の方々の様々なお力を合わせ、地域でのネットワーク構築に努めています。地域ケア会議への参加等積極的に地域に出向き、地域に根ざした活動を継続していきます。
⇒基本目標 3-(3) 地域力向上のためのネットワーク構築

○受け入れ件数の増加を図り、地域とのかかわりを増やすことを目指します。

居宅介護支援延べ件数 平成28年度 2,125件 ⇒ 令和2年度 2,275件

介護予防支援延べ件数 平成28年度 265件 ⇒ 令和2年度 352件

そのために

- ・研修に積極的に参加し、人材育成に努めます。
- ・主任介護支援専門員の資格取得を進め、専門性の高いスタッフ体制を目指します。

第3次計画での取り組み指標

取り組みの指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
新規利用者の受入	62人	62人	65人	65人	68人

5) 介護認定訪問調査業務

要介護認定を受けている方の更新申請及び区分変更申請に対して、介護支援専門員の資格を持つ調査員がご自宅にお伺いし、身体状況など聞き取り調査を行う業務です。

具体的な取り組み

【認定調査】

- ・要介護の方々がスムーズに介護サービスなどを利用できるように、今後も安定的に調査業務が行えるよう、調査員の確保はじめ、業務管理の見直しを図ります。
- ・訪問調査員の介護支援専門員更新研修をはじめ、スキルアップにつながる各種研修にも積極的に参加していきます。

※令和2年度はコロナ禍により、約3ヶ月間業務が休止となったため、調査実績は大きく減少し、その分、令和3年度の更新申請者が増加しました。

○調査件数(年間)

平成29年度 1,219件 平成30年度 1,274件 令和元年度 1,645件
令和2年度 781件(約3ヶ月業務休止) 令和3年度 798件(上半期)

(4) 障害者への支援 新規事業

1) 身体障害者デイサービス事業

身体障害者（手帳 1 級～2 級）の方に対する流山市地域活動支援センター II 型のデイサービスとして機能訓練や残存機能を活かした創作活動など通し、家庭内での自立や職場復帰、社会参加の促進に繋がるよう支援していきます。

具体的な取り組み

【身体障害者デイサービス】

- ・ボランティアセンターに登録されている様々なボランティア、ボランティアグループの方々に活動していただく場を提供します。
- ・七宝焼きづくりの指導や、手品など特技の披露、利用者と一緒にマージャン（リハビリ目的でもあります）に参加したり、利用者を浴場へお連れし、入浴後、ドライヤー掛けなど多種多様のボランティアとの協力関係のもと運営していきます。 ⇒ [基本目標 2-\(2\) ボランティア活動の推進](#)
- ・今後も地域で開催されるイベントや様々な社会資源を活用し、利用者の社会参加の機会を積極的に計画しながら、地域住民の障害者に対する理解を広めていくことにも繋げていけるよう努めます。
- ・理学療法、作業療法、創作活動等の成果（個別の目標達成度・満足度）の向上、土曜日の利用を増やす工夫として、平日並みの利用メニューづくりを検討し、利用者数の増加を目指します。

【地域】

☆自らが出来ることからボランティアとして参加してみてください。

第3次計画での取り組み指標

取り組みの指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者（一日当たり）	15 人				

※（定員 15 人・作成時：一日当たり 10 人）

2) 障害者等訪問介護事業

障害者総合支援法等に基づき、身体・知的・精神障害者（児）のご自宅に訪問介護員（ホームヘルパー）が訪問して、可能な限りご自宅で自立した日常生活を送ることができるよう支援します。

具体的な取り組み

【訪問介護事業所】

- ・人工呼吸器を装着された利用者には、ご本人やご家族の負担軽減が図れるよう、痰の吸引や胃ろうによる注入などの特定行為も行います。
- ・通院等の外出支援や目の不自由な方が安心して外出できるよう、同行援護を実施します。
- ・「いきいき介護教室」の一環として、地域の小学校等で「障害者や高齢者の生活難」や「地域の中で障害者や高齢者を支えることについて」オンライン講義なども行い、社協が行う訪問介護事業所として、質の高いサービスの提供を目指すとともに、地域貢献や福祉教育にも力を入れていきます。
- ・今後も職員研修を充実して質の高いサービス提供し、地域に根ざした事業を継続してまいります。

⇒ 基本目標 1-(2) 福祉教育の推進

- ・新規利用者実績（令和3年度）
 - 喀痰吸引が必要な利用者 新規1名（全3名）
 - 人工呼吸器装着の利用者 新規3名（全5名）
- ・訪問介護員資格の取得（令和3年度）
 - 喀痰吸引等特定行為者 新規5名（全8名）
 - 同行援護 新規1名（全5名）
 - 精神障害者ホームヘルパー 新規6名（全20名）

3) 就労継続支援サービス事業（流山こまぎ園）

市内にある就労継続支援 B 型事業所16事業所の1つとして、主に買い物かごの洗浄作業を行っています。

具体的な取り組み

- ・工賃の維持向上のため、新たな作業の拡充として、令和3年11月から、新規事業として農福（農業と福祉）連携事業を週2回、市内の農産生産者の作業所で葉物野菜の計量作業を開始しました。この事業の定着を目指します。
- ・障害のある方の理解を促進するため、八木北地区社会福祉協議会との共催事業として、地域の方も参加するジャガイモ堀りやサツマイモ堀り交流会などを、畑のボランティアの方々にご協力を頂き実施し、今後も地域に開かれた事業運営に努めていきます。

⇒ 基本目標 3-(3) 地域力向上のためのネットワーク構築

※利用者一人当たりの平均月額工賃実績額 単位：円

	流山こまぎ園	千葉県平均	全国平均
平成29年	31,339	14,308	15,594
平成30年	30,282	15,013	16,118
令和元年	30,084	15,215	16,369
令和2年	25,584	13,448	15,776

第3次計画での取り組み指標

取り組みの指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
作業内容の拡充と確保に努め、工賃の維持向上に努める	平均 月額工賃 26,500 円	平均 月額工賃 27,000 円	平均 月額工賃 27,500 円	平均 月額工賃 27,500 円	平均 月額工賃 27,500 円

(5) 子育て世代への支援 新規事業

1) 学童クラブ（鰯ヶ崎小学校区ひまわり学童クラブ・南流山小学校区あすなろ学童クラブ）

保護者が就労等で、放課後の家庭保育が困難な概ね10歳未満の南流山小学校及び鰯ヶ崎小学校に通学する児童を、保護者が終業後迎えに来るまでの間、学童クラブで保育します。
子どもたちが楽しく集団生活を送ることで、安心して仕事と子育てが両立できるよう運営していきます。

具体的な取り組み

【学童クラブ】

- ・ボランティアを受け入れていきます。 ⇒基本目標 2-(2) ボランティア活動の推進
- ・福祉教育の一環として実習生を積極的に受け入れていきます。
⇒基本目標 1-(2) 福祉教育の推進
- ・市内の他小学校区の学童クラブを運営する法人とも、学童クラブ運営法人協議会において情報共有や協議をしながら、地域に根差したより良い学童クラブの運営を市全域で行えるよう連携していきます。
⇒基本目標 3-(2) 市民活動団体活動との連携

※この5年間で利用者数が約2倍に増加したことから、適切なサービス提供及び健全な学童クラブの管理運営を行うための支援員の資質向上が必要です。

※利用者数の推移

平成29年度 5単位（クラス） 226人
平成30年度 8単位（クラス） 318人
令和元年度 10単位（クラス） 335人（7月～第3ひまわり学童クラブ開設）
令和2年度 11単位（クラス） 391人
令和3年度 12単位（クラス） 448人（4月～第2あすなろ学童クラブ開設）

○支援員の資質向上

- ・支援員認定資格研修の受講要件を満たした職員は、積極的に研修を受講するよう図ります。
- ・法人として職員の資質向上を図るための研修を開催します。
- ・県及び市が主催する研修にも参加していきます。

※支援員資格取得実績

平成29年度 6人 平成30年度 6人 令和元年度 6人 令和2年度 7人 令和3年度 11人

取り組みの指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後児童支援員資格の取得	6名 研修受講 見込	資格要件を満たした職員は研修受講			

2) 子育てサロンサンサン

流山市生涯学習センター・民生委員児童委員協議会との三者での共催により、乳幼児をもつ親子に交流を深めていただくと共に、日々の子育ての中で抱く悩みや不安の解消を図ってもらうことを目的に年6回開催していきます。

具体的な取り組み

【市社協】

- ・人口の増加と共に参加者は増加傾向です。⇒受け入れ態勢の検討をします。
- ・感染症禍での開催の方法や在り方について検討していきます。
- ・参加者のニーズに応えられるサロンを目指します。
⇒基本目標 3-(2) 市民活動団体活動との連携
- ・感染症対策など、毎回運営委員会で協議し実施していきます。
- ・開催毎にアンケートを実施し参加者のニーズを捉えていきます。
- ・参加者の方から新しい参加者につないでいただいています。(リピーターも増えています)

3) ママ&ベビーヘルプサービス事業

流山市内の妊娠期及び産褥期の母親のいる世帯に対し、赤ちゃんのお世話や買物・調理、アドバイス等を行っています。

令和元年度以降、コロナ禍で里帰りや両親の援助が困難な方のご利用が増加しました。

また、市内の人口増加が進行する中、子どもを持つ世帯の急増により利用件数が着実に増加していて、今後さらなるニーズの高まりが期待されます。

今後も地域に根ざした利用しやすいサービスを継続していきます。

※【利用件数の推移】

平成29年度 6件 平成30年度 1件
令和元年度 8件 令和2年度 12件 令和3年度 14件

第3次計画での取り組み指標

取り組みの指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ママ&ベビーヘルプサービス事業の実施	前年度比 4件増				

3) 子ども食堂への支援 **新規事業**

子どもたちに「食の大切」や「みんなで食べる楽しさ」を伝え、「孤食」に悩む親子に対し、何かできないか、その様な思いから平成28年に市内1カ所だった子ども食堂が、令和3年12月には16カ所に増えました。今では、地域の子どもたちと高齢者、家族との交流の場となっています。

※これまでに流山市社会福祉協議会では、歳末たすけあい募金や指定寄付を原資に「流山子ども食堂ネットワーク」を通じて助成をしています。また、子ども食堂への理解を深めるため令和元年度公開の映画『こどもしょくどう』の撮影に協力しました。

令和2年度からは民間助成金を通して、その活動を支援しています。

課題は、地域住民の草根の活動から財源や開催場所の確保などがあります。

具体的な取り組み

【市社協】

- ・子ども食堂の主体性を大切に側面からの支援を継続的にしていきます。
- ・関係機関との橋渡しをしていきます。
- ・民間助成金の情報を収集し、申請の支援を行うことで、子ども食堂の活動に協力していきます。
- ・子ども食堂を展開している団体の活動を「ながれやま福祉だより」や公式サイトを使って周知していきます。
⇒基本目標 3-(2) 市民活動団体活動との連携

【地域】

☆より多くの地域の方々を巻き込みながら運営をお願いします。(地区社協など)

☆子ども食堂で把握した情報などを市社協と共有し、課題などについては地域と連携した対応をお願いします。

第3次計画での取り組み指標

取り組みの指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
子ども食堂への支援・PR		継続				
(取り組みの考え方)	子ども食堂への支援から通じ、地域課題などの情報を共有し、必要な支援につなげられるか。					

(6) 福祉施設を活用した支援 新規事業

1) 流山福祉会館管理業務

市民の文化や学び、健康、生きがいの増進を図るための会場の提供とともに、地域に根ざした施設管理を行います。

具体的な取り組み

【市社協】

- ・幅広い年齢層にも利用していただけるよう施設を知ってもらう機会を工夫し、地域住民に喜ばれる自主事業を展開していきます。(落語会など)
- ・地域の活動に積極的に協力していきます。(花火大会、本町内のイベント、祭礼など)
- ・季節を感じていただけるお風呂の提供をしていきます。
- ・定期的な点検と計画的・継続的なメンテナンスを実施していきます。
- ・現場に施設長を置くことを視野に組織を見直していきます。

3次計画での取り組み指標

取り組みの指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身近な施設としての施設開放と自主事業	年1回以上	年2回以上	年3回以上	継続	継続
稼働率の向上	52.5%	53.5%	54.5%	55.5%	56.5%

※稼働率:令和元年度 51.5% 令和2年度 33.5%(緊急事態宣言により4/9~5/31で閉館)

2) 流山市地域福祉センター（ケアセンター）管理業務

市民の福祉活動を推進するための拠点として、各種福祉団体への会場の提供や併設している高齢者、障害者のデイサービスセンターすべての利用者が喜んでいただける施設管理を目指していきます。

3次計画での取り組み指標

【市社協】

- ・福祉団体や関係機関等と連携を図りながら、地域の福祉力の底上げとさらなる事業の充実に努めます。
- ・ケアセンターまつりを開催し、ケアセンターのPRを行います。
- ・地域住民を対象とした介護教室を開催していきます。
- ・定期的な点検と計画的・継続的なメンテナンスを実施していきます。

3次計画での取り組み指標

取り組みの指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身近な施設としての施設開放と自主事業	年1回以上	年2回以上	年2回以上	継続	継続
稼働率の向上	53.5%	54.5%	55.5%	56.5%	57.5%

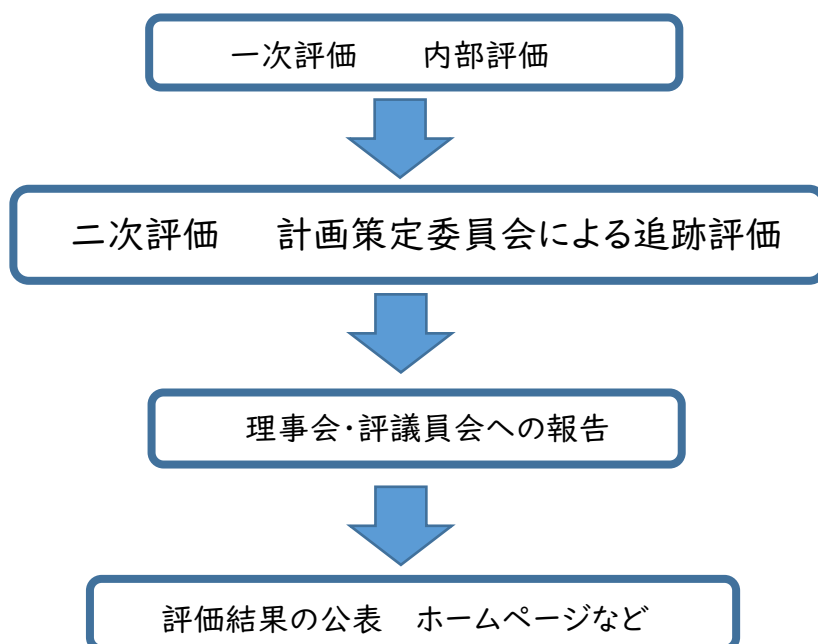
稼働率：令和元年度 52.5% 令和2年度 43.3%（コロナウイルス感染症拡大の影響で減少）

第5章 進 行 管 理

Ⅰ 進 行 管 理

第2次地域福祉活動計画では職員による内部評価に止まり、第三者委員会を活用した評価ができなかった反省から、第3次地域福祉活動計画では以下のプロセスによる評価に改善して計画に定めた取り組みを着実に進行していきます。

◆ 評価時期 毎年、決算時期（5月）



付 属 資 料

- (1) 流山市地域福祉活動計画策定委員名簿
- (2) 策定委員会等開催状況
- (3) 用語集

(1) 第3次流山市地域福祉活動計画委員名簿

役職	氏 名	選 任 区 分
委員長	石 幡 恒 美	流山市老人クラブ連合会
副委員長	塩 谷 節 子	流山市民生委員児童委員協議会
委 員	松 山 毅	有識者(順天堂大学)
委 員	青 柳 育 子	流山市社会福祉協議会評議員
委 員	石 橋 敏 靖	流山市民生委員児童委員協議会
委 員	石 橋 有 美 子	東深井地区社会福祉協議会
委 員	岩 佐 善 之	NPO防災対策サポート
委 員	梅 木 國 彦	流山市身体障害者福社会
委 員	小 泉 勲	おおたかの森地区社会福祉協議会
委 員	寺 谷 直 恭	流山市社会福祉協議会理事
委 員	中 川 貴 弘	流山市社会福祉課健康福祉政策室
委 員	平 野 史 憲	流山市社会福祉協議会協力員
委 員	宮 田 一 成	地域住民代表

(2) 策定委員会等開催状況

・地域懇談会

東部	令和3年12月9日(木)14:00~15:30	東部公民館
中部	令和3年12月13日(月)14:00~15:30	初石公民館
南部	令和3年12月15日(水)10:00~11:30	ケアセンター
北部	令和3年12月15日(水)14:00~15:30	北部公民館

第3次地域福祉活動計画策定の考え方について説明および、各団体の活動の現状と今後の方向性について協議

・策定委員会

① 令和3年11月22日(月)14:00~15:30 ケアセンター 委員長・副委員長選出 順天堂大学松山准教授による地域福祉活動計画についての講義 第3次流山市地域福祉活動計画策定方針 策定スケジュールについて
② 令和3年12月22日(水)10:00~11:30 ケアセンター 活動強化計画の評価結果について 地域懇談会実施結果について 第3次活動計画の骨子(案)について
③ 令和4年2月18日(金)14:00~15:30 ケアセンター 第3次活動計画(含:活動強化計画改め社協発展強化計画)素案について
④ 令和4年3月11日(金)14:00~15:30 ケアセンター 地域懇談会における意見や要望について (1) 地域の担い手不足や人材育成について (2) 市社協と地区社協の関係や地区社協活動への支援について (3) 市社協の貴重な財源である会費について

・作業部会

① 令和3年12月10日(金)14:30~ ケアセンター 第1次活動強化計画の評価、第3次地域福祉活動計画の体系について

(3) 用語集

※本文中に注釈がある用語は除きます

あ行

SNS(エス・エヌ・エス) P22・23・37

…SNS(エス・エヌ・エス)とは、(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略称のこと。その名の通り、インターネット上で社会的なネットワークを作り出せるサービスを意味します。

代表的なものは「フェイスブック」「ツイッター」「インスタグラム」など。

流山市社協では、フェイスブックとツイッターを「公式SNS」として採用しています。

か行

介護支援サポーター P39

…流山市にお住まいの65歳以上の方で、「介護支援サポーター養成講座」を受講したのちに、市内の特別養護老人ホームやデイサービスセンターなどの介護保険施設で、見守り・話し相手・レクリエーションの指導や補助などを行っています。

流山市社協のボランティアセンターが講座の開催や活動先のご紹介、活動ポイントに関する事務などを行っています。

区分変更申請 P61

…介護保険の要介護・要支援の認定を受けている方が、認定の有効期間中に心身の状態が変化により介護の必要の度合いに変化がある場合に、要介護(要支援)状態区分の変更が必要であるとして行う申請のことです。

子ども食堂 P51・67

…子ども食堂は、全国で草の根運動的に広がった「子どもが1人でも行ける無料または低額の食堂」であり、子どもへの食事提供から孤食の解消や食育、さらには地域交流の場などの役割を果たしています。

流山市では、子ども食堂を運営している民間ボランティア団体が「流山子ども食堂ネットワーク」を結成して、子ども食堂の情報発信や、食糧支援活動などを行っており、流山市社協も協力しています。

コミュニティソーシャルワーク P41

…地域において、生活上の課題を抱える方やご家庭に対する「個別支援」と、そうした方々が暮らす生活環境を整えたり、住民同士の支援ネットワークを組織化する「地域支援」を、専門職や地域住民とが協力した「チーム」として総合的に支えていく福祉活動実践のことです。

あらゆる生活課題に対応し、新たな社会資源や仕組みを、高齢・児童・障害などの分野を超えた福祉や関係する専門職、関係機関、地域の組織などに働きかけをしてネットワークづくりを行っていきます。

さ行

生活困窮者自立支援事業 P25

…生活保護受給や生活困窮に至るリスクの高い方々や、生活保護から脱却した方が、この事業を担う「自立相談支援機関」による相談支援に基づき、就労支援や居住確保、家計相談支援などの支援を実施することで、自立した生活を実現し、貧困・困窮の連鎖を断ち切るとともに、こうした方々の地域生活を支えるために様々な分野の社会資源の連携を促し、ともに支えあう地域づくりを目指す事業です。

流山市においては、「流山市くらしサポートセンターユースネット」が自立相談支援機関となっており、流山市社協とも連携して相談支援を行っています。

生活支援員（日常生活自立支援事業） P55

…判断能力が不十分な高齢者や障害者の方が、福祉サービスを上手に利用しながら、自立した生活を送ることができるよう、福祉サービス利用の見守りや生活費の払い戻し、支払い等の確認を行う「日常生活自立支援事業」の担い手です。

主に利用者からの相談や契約・支援計画づくりなどを担う専門員（市社協職員）に対し、生活支援員は、毎月の利用者への支援（生活費の払い戻しなど）を担当します。

養成研修を受けて生活支援員として登録した市民の方を、利用者を担当していただくときに市社協が臨時職員として雇用します。

生活支援コーディネーター P59

…医療や介護サービス以外にも在宅生活を送るうえでのサポートを必要とする世帯を支えるため、地域資源の把握・ネットワーク化やボランティア等の生活支援の担い手の養成、新たな地域資源の発掘・サービス開発等を行うため、平成 27 年の介護保険改正により、地域支援事業に位置づけられた新しい事業「生活支援体制整備事業」を担う専門職です。

高齢者の生活支援・介護予防の基盤の整備を進めていくことを目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネートを行います。（流山市では、NPO から 1 名が委嘱されています。）

成年後見中核機関 P56

…成年後見制度の利用促進を目的に、この制度を必要とする方が安心して制度を利用できるよう、地域で支える体制を構築する地域連携ネットワークの核となる機関で、流山市においては、「流山市成年後見推進センター」として、行政からの委託で、令和3年度から流山市社会福祉協議会内に設置されました。

成年後見制度の普及開発に努めるほか、ご相談の機会を増やしたり、地域の専門機関や介護・福祉の事業所、行政や他の相談機関ともネットワークを組み、地域の中で必要な方が適切に成年後見制度を利用して生活を続けていただけるように努めています。

就労継続支援B型事業所

…就労継続支援B型とは、身体障害・知的障害・精神障害（発達障害も含む）や難病などがあり、主治医から事業所の利用の了解がされた方のうち、一般企業に雇用されることが困難になった方など、雇用契約に基づく就労が困難である方に対して、就労の機会や生産活動等の機会の提供、また、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練・支援を行う事業所です。

流山市には、市社協が運営する「流山こまぎ園」のほか、令和4年3月時点で15か所あります。

た行

地域共生社会 P1

…制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

地域ケア会議 P59・60

…地域ケア会議は、地域包括支援センターまたは市町村が主催し、設置・運営する「行政職員をはじめ、地域の関係者から構成される会議」のことです。

地域ケア会議の機能としては、(1)個別課題の解決、(2)地域包括支援・ネットワークの構築、(3)地域課題の発見、(4)地域づくり・資源開発、(5)政策の形成があります。

地域包括ケアシステム P59

…高齢者が重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで送ることができるよう、地域一体で支援する体制のことです。

地域の包括的な支援・サービス提供体制を整え、医療・介護・住まい・介護予防・生活支援のサービスが地域で途切れることなく一体的に提供できるようなくみづくりが求められています。

な行

認知症サポーター P39

…「認知症サポーター養成講座」を受講して、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してあたたかく見守る応援者のことです。

地域包括支援センター（高齢者何でも相談室）が中心となって「認知症サポーター養成講座」を開催し、地域住民、職域、小、中、高等学校の生徒など様々な方に受講していただいています。

農福（農業と福祉）連携事業 P63

…農福連携とは、障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取り組みのことです。

農福連携に取り組むことで、障害者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野においても、新たな働き手の確保につながる可能性など、双方のメリットにつながる事が期待されています。

は行

フードバンク P53

…フードバンクとは、安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などから寄贈していただき、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動です。

また、これらの食品等を寄贈することを「フードドライブ」といいます。

流山市社協に寄贈いただいた食品は、直接お困りの方に提供させていただくほか、生活困窮者自立相談支援機関「流山市くらしサポートセンターユーマネット」や、「とうかつ草の根フードバンク」などを通じて必要としている方々へ提供しています。

法テラス P54

…「法テラス」とは、刑事・民事を問わず、国民のみなさまがどこでも法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けられるようにしようという構想のもと、「総合法律支援法」に基づき、平成 18 年 4 月 10 日に設立された法務省所管の公的な法人「日本司法支援センター」の通称。

流山市を担当するのは「法テラス松戸」になります。

第3次流山市地域福祉活動計画

令和4年4月

発行 社会福祉法人流山市社会福祉協議会

所在地 〒270-0157
千葉県流山市平和台2丁目1番地の2 流山市ケアセンター内

電話 04-7159-4735

FAX 04-7159-4736

ホームページ



ツイッター



フェイスブック

